

【資料編】

目 次

(資－)

資料第 1	防災会議委員名簿	1
資料第 2	アメダス平均値（観測点：練馬）	2
資料第 3	住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口	3
資料第 4	昼間人口の予測	6
資料第 5	年齢別人口	7
資料第 6	主要外国別外国人登録人口	10
資料第 7	地目別土地・面積	10
資料第 8	用途地域別土地・面積	11
資料第 9	市における想定地震別の被害状況	12
資料第 10	外出者の行動ルール及び帰宅困難者心得 10 か条	13
資料第 11-1	急傾斜地崩壊危険箇所図	14
資料第 11-2	急傾斜地崩壊危険箇所	16
資料第 12	土砂災害特別警戒区域・警戒区域	17
資料第 13	避難情報等の情報伝達経路	18
資料第 14	下水道計画一般図（雨水）	19
資料第 15	防火・準防火地域指定状況	20
資料第 16	文化財一覧	20
資料第 17	消防水利の現況等	23
資料第 18	市内公道現況	23
資料第 19	市内橋梁現況	23
資料第 20	都市計画道路網図	24
資料第 21	河川の現況	25
資料第 22	緊急交通路	26
資料第 23	緊急道路障害物除去路線（東京都）	27
資料第 24-1	上水道施設の現況（1）給水所施設	28
資料第 24-2	上水道施設の現況（2）配水管施設	28
資料第 25	大震災時における交通規制措置の概要	29
資料第 26	緊急通行車両等の確認事務を伴う事前届出制度の運用について	33
資料第 27	交通規制対象除外車両の認定	37
資料第 28-1	緊急通行車両等事前届出書	38
資料第 28-2	緊急通行車両等確認申請書等	39
資料第 28-3	交通規制対象除外車両通行申請書	40
資料第 29	災害用伝言板の利用方法（NTT東日本）	41
資料第 30	東久留米市における災害発生時の避難所初期活動班に関する要綱	42

資料第3 1	東京消防庁等の震もく災消防活動	47
資料第3 2	救急告示医療機関	49
資料第3 3	応急危険度判定の調査票等	50
資料第3 4	被害程度の認定基準（都総務局）	52
資料第3 5	関係機関の広報活動内容	56
資料第3 6	遺体収容予定施設一覧	57
資料第3 7	一時滞在施設の確保状況	58
資料第3 8	「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方	59
資料第3 9	「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営	61
資料第4 0	広域避難場所	63
資料第4 1	指定緊急避難場所一覧	63
資料第4 2	備蓄倉庫整備状況（水防倉庫を含む。）	65
資料第4 3	庁有車及び配車先	65
資料第4 4	車両調達予定先一覧	66
資料第4 5	災害対策本部設置時の連絡先	67
資料第4 6	緊急時の自衛隊連絡先	68
資料第4 7	自衛隊災害派遣部隊仮泊予定地	68
資料第4 8	ヘリコプター臨時離着陸場予定地	68
資料第4 9	災害対策本部が設置されるまでの水防職員配備態勢	69
資料第5 0	公用負担権限委任証明書及び公用負担命令票	70
資料第5 1	水防実施状況に関する報告書（1）	71
資料第5 2	水防実施状況に関する報告書（2）	72
資料第5 3	指定避難所一覧	73
資料第5 4	応急仮設住宅建設予定地一覧	74
資料第5 5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	75
資料第5 6	東京消防庁の水防態勢	77
資料第5 7	東海地震に係る震度分布図	79
資料第5 8	災害対策関連協定締結先一覧	80

資料第 1 防災会議委員名簿

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

役職名	氏 名	職名及び所属機関
会 長	トミ 富 タ リョウ マ 竜 馬	東久留米市 市長
委 員	ミズ 水 タニ マサ シ 谷 正 史	東京都北多摩北部建設事務所 所長
委 員	ヤマ 山 シタ コウ ヘイ 下 公 平	東京都多摩小平保健所 所長
委 員	カツラ 葛 ギ トシ ヒデ 城 俊 英	警視庁田無警察署長
委 員	ヤマ 山 ダ ヒサシ 田 寿	東京消防庁東久留米消防署長
委 員	トミ 富 タ ヒデ アキ 田 英 昭	東京都水道局立川給水管理事務所 所長
委 員	ミヤ 宮 ザワ トモ ミ 澤 具 己	日本郵便(株)東久留米郵便局 局長
委 員	アイ 相 ハラ トモ コ 原 朋 子	(株)NTT東日本 東京武蔵野支店 支店長
委 員	オカ 岡 ムラ ユウ コ 村 優 子	東京ガス(株)東京西支店 支店長
委 員	ウエ 上 ダ シン ヤ 田 晋 也	東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社 支社長
委 員	オオ 太 タ マサ ヒコ 田 雅 彦	西武鉄道(株)石神井公園駅管区 管区長
委 員	クマ 熊 ノ ユウ イチ 野 雄 一	東久留米市医師会 会長
委 員	キタ 北 ムラ コウ 村 晃	東久留米市歯科医師会 会長
委 員	ナカ 中 ジマ ヒデ ハル 島 秀 治	東京都トラック協会多摩支部 第六地区地区長
委 員	シマ 島 ザキ シュウ イチ 崎 修 一	東久留米市建設業協会 会長
委 員	サカ 酒 イ ソウ サク 井 宗 作	東久留米市民生委員・児童委員協議会 西部地区会長
委 員	ニシ 西 カワ ヨシ ヒロ 川 嘉 弘	東久留米市消防団 団長
委 員	ニシ 西 ムラ ユキ タカ 村 幸 高	東久留米市 副市長
委 員	ツチ 土 ヤ ケン ジ 屋 健 治	東久留米市教育委員会 教育長
委 員	オ 小 バラ ノブ ユキ 原 延 之	東久留米市都市建設部 部長
委 員	ナ トリ 名 取 は に わ	学識経験者（学校法人日本社会事業大学 理事長）
委 員	ウメ モト フ ジ コ 梅 本 富 士 子	東久留米市自治会連合会 会長
オブザーバー	キン タ スグル 橘 田 英	陸上自衛隊練馬駐屯地第 1 師団 第 1 後方支援連隊補給隊 隊長

資料第2 アメダス平均値（観測点：練馬）

（令和2年）

	降水量	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	日照時間
単位	mm	℃	℃	℃	m/s	時間
統計期間	2013～2020					
資料年数	8年					
1月	47.8	4.8	9.9	0.2	1.9	212.9
2月	39.6	5.8	10.8	1.4	2.1	178.8
3月	109.3	10.0	15.2	5.2	2.1	189.1
4月	130.9	14.4	20.0	9.5	1.8	193.4
5月	88.3	20.0	25.5	15.2	1.5	213.2
6月	201.4	22.5	27.1	19.0	1.3	135.7
7月	165.8	26.3	30.8	23.0	1.2	147.6
8月	164.4	27.8	32.5	24.2	1.3	175.3
9月	229.6	23.6	27.6	20.2	1.3	120.3
10月	263.9	18.1	22.1	14.8	1.5	131.3
11月	66.2	12.4	16.8	8.4	1.4	160.3
12月	46.3	7.1	11.9	2.7	1.6	182.3
年	1553.3	16.1	20.9	12.0	1.6	2040.2

資料第3 住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口

(令和4年1月1日現在)

町丁目	世帯	男	女	小計
上の原一丁目	1,055	709	947	1,656
上の原二丁目	93	121	105	226
神宝町一丁目	564	655	674	1,329
神宝町二丁目	510	585	599	1,184
金山町一丁目	594	616	618	1,234
金山町二丁目	877	943	1,007	1,950
氷川台一丁目	566	614	673	1,287
氷川台二丁目	991	979	1,089	2,068
大門町一丁目	231	230	232	462
大門町二丁目	1,026	1,009	1,155	2,164
東本町	1,429	1,226	1,317	2,543
新川町一丁目	974	919	1,004	1,923
新川町二丁目	484	477	505	982
浅間町一丁目	625	662	704	1,366
浅間町二丁目	925	1,039	1,025	2,064
浅間町三丁目	1,399	1,196	1,233	2,429
学園町一丁目	907	938	985	1,923
学園町二丁目	690	754	771	1,525
ひばりが丘団地	1,103	1,155	1,287	2,442
本町一丁目	1,266	1,154	1,332	2,486
本町二丁目	785	657	720	1,377
本町三丁目	1,049	950	1,132	2,082
本町四丁目	504	504	556	1,060
小山一丁目	432	397	416	813
小山二丁目	407	472	472	944
小山三丁目	714	853	842	1,695
小山四丁目	434	540	585	1,125
小山五丁目	757	815	785	1,600
幸町一丁目	700	581	707	1,288
幸町二丁目	530	598	646	1,244
幸町三丁目	762	763	782	1,545
幸町四丁目	402	419	413	832
幸町五丁目	135	180	148	328
中央町一丁目	1,113	1,101	1,200	2,301
中央町二丁目	585	502	544	1,046

町丁目	世帯	男	女	小計
中央町三丁目	522	626	613	1,239
中央町四丁目	456	545	598	1,143
中央町五丁目	592	741	729	1,470
中央町六丁目	427	504	445	949
南沢一丁目	791	862	888	1,750
南沢二丁目	375	436	489	925
南沢三丁目	565	667	697	1,364
南沢四丁目	506	629	655	1,284
南沢五丁目	1,179	1,216	1,419	2,635
前沢一丁目	617	705	687	1,392
前沢二丁目	772	827	889	1,716
前沢三丁目	875	976	972	1,948
前沢四丁目	771	849	882	1,731
前沢五丁目	1,188	1,224	1,203	2,427
南町一丁目	1,058	1,039	1,184	2,223
南町二丁目	82	85	86	171
南町三丁目	474	619	610	1,229
南町四丁目	543	615	688	1,303
滝山一丁目	315	394	383	777
滝山二丁目	332	276	347	623
滝山三丁目	612	576	643	1,219
滝山四丁目	312	318	376	694
滝山五丁目	657	728	795	1,523
滝山六丁目	2,407	1,784	2,162	3,946
滝山七丁目	635	660	627	1,287
下里一丁目	623	774	770	1,544
下里二丁目	859	1,134	1,129	2,263
下里三丁目	666	720	690	1,410
下里四丁目	2,036	1,570	1,480	3,050
下里五丁目	722	990	919	1,909
下里六丁目	317	438	396	834
下里七丁目	969	888	870	1,758
柳窪一丁目	268	316	331	647
柳窪二丁目	1,220	1,254	1,237	2,491
柳窪三丁目	172	141	152	293
柳窪四丁目	470	593	573	1,166
柳窪五丁目	209	260	280	540
野火止一丁目	107	98	119	217

町丁目	世帯	男	女	小計
野火止二丁目	571	591	669	1,260
野火止三丁目	607	613	661	1,274
八幡町一丁目	985	900	1,060	1,960
八幡町二丁目	991	1,018	1,061	2,079
八幡町三丁目	628	695	727	1,422
弥生一丁目	496	536	543	1,079
弥生二丁目	180	183	221	404

世帯合計	55,777	世帯
男合計	56,926	人
女合計	60,165	人
人口合計	117,091	人

※外国人住民を含む

資料第4 昼間人口の予測

(平成27年10月1日公表)

	平成27年		
	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率(夜間人口=100)
市	116,632	92,727	79.5

注) ※△は流出超過計 ※年齢不詳を含まない

①昼間人口＝常住人口＋流入人口(通勤者＋通学者)－流出人口(通勤者＋通学者)

②夜間人口＝常住人口

資料：東京都総務局統計部人口統計課

資料第 5 年 齡 別 人 口

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

年 齡	男	女	小 計	5 階 層 別 小 計
0	373	347	720	4, 187
1	386	390	776	
2	438	413	851	
3	491	428	919	
4	491	430	921	
5	481	489	970	4, 915
6	502	479	981	
7	509	514	1, 023	
8	479	485	964	
9	482	495	977	
10	465	451	916	4, 838
11	488	492	980	
12	528	445	973	
13	504	489	993	
14	516	460	976	
15	522	494	1, 016	5, 222
16	527	458	985	
17	512	551	1, 063	
18	548	501	1, 049	
19	562	547	1, 109	
20	578	545	1, 123	5, 729
21	613	557	1, 170	
22	601	558	1, 159	
23	605	583	1, 188	
24	529	560	1, 089	
25	501	512	1, 013	5, 236
26	528	553	1, 081	
27	515	558	1, 073	
28	485	530	1, 015	
29	538	516	1, 054	
30	526	568	1, 094	5, 764
31	556	589	1, 145	
32	544	536	1, 080	
33	621	617	1, 238	
34	633	574	1, 207	

年齡	男	女	小計	5 階層別小計
35	612	591	1,203	6,620
36	694	655	1,349	
37	668	644	1,312	
38	702	686	1,388	
39	690	678	1,368	
40	767	732	1,499	7,638
41	764	673	1,437	
42	765	777	1,542	
43	808	773	1,581	
44	831	748	1,579	
45	845	819	1,664	9,179
46	840	832	1,672	
47	941	930	1,871	
48	1,026	992	2,018	
49	1,010	944	1,954	
50	985	966	1,951	9,543
51	1,017	870	1,887	
52	968	971	1,939	
53	974	958	1,932	
54	971	863	1,834	
55	751	676	1,427	7,983
56	893	833	1,726	
57	848	847	1,695	
58	847	791	1,638	
59	747	750	1,497	
60	701	666	1,367	6,718
61	730	732	1,462	
62	644	662	1,306	
63	647	688	1,335	
64	593	655	1,248	
65	598	595	1,193	6,484
66	613	697	1,310	
67	653	643	1,296	
68	603	626	1,229	
69	742	714	1,456	

年齢	男	女	小計	5 階層別小計
70	697	735	1,432	8,367
71	729	873	1,602	
72	809	994	1,803	
73	830	989	1,819	
74	768	943	1,711	
75	576	725	1,301	6,695
76	524	632	1,156	
77	591	780	1,371	
78	602	793	1,395	
79	611	861	1,472	
80	609	836	1,445	5,955
81	488	736	1,224	
82	457	707	1,164	
83	415	643	1,058	
84	433	631	1,064	
85	382	592	974	3,944
86	363	557	920	
87	308	484	792	
88	248	407	655	
89	218	385	603	
90	165	307	472	1,615
91	132	279	411	
92	94	189	283	
93	63	203	266	
94	59	124	183	
95	38	101	139	391
96	20	74	94	
97	14	62	76	
98	9	37	46	
99	3	33	36	
100	3	23	26	68
101	1	19	20	
102	1	6	7	
103	1	7	8	
104 以上	0	7	7	
合計	56,926	60,165	117,091	

※外国人住民を含む

	人口	比率
6 歳以下	6,138 人	5.24
14 歳以下	13,940 人	11.91

※全体を100とする

	人口	比率
65 歳以上	33,519 人	28.63
75 歳以上	18,668 人	15.94

※全体を100とする

資料第6 主要外国別外国人登録人口

(令和2年1月1日現在)

総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ネパール	台湾	アメリカ	インド	ミャンマー	タイ	その他
2,221	733	320	148	250	54	56	221	58	7	36	338

資料第7 地目別土地・面積

(単位:k m²・%)

(令和2年1月1日現在)

宅地		田		畑		山林		その他	
面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
7.39	57.38	—	—	1.51	11.72	0.16	1.24	3.82	29.66

資料第 8 用途地域別土地・面積

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

用途地域	面積 (ha)	比率 (%)	建ぺい率	容積率	高度地区
第 1 種低層住居専用地域	810.2	62.7	30	50	第 1 種
			30	60	
			40	80	
			50	100	
			60	150	
第 2 種低層住居専用地域	4.0	0.3	40	80	第 1 種
			50	100	
第 1 種中高層住居専用地域	204.0	15.8	40	100	第 1 種
			60	200	
			60	200	第 2 種
第 2 種中高層住居専用地域	103.2	8.0	60	200	第 2 種
第 1 種住居地域	10.9	0.8	60	200	第 2 種
			60	300	第 3 種
第 2 種住居地域	31.3	2.4	60	200	第 2 種
準住居地域	13.5	1.0	60	200	第 2 種
近隣商業地域	38.9	3.0	60	150	第 2 種
			60	200	
			80	200	
			80	300	第 3 種
準工業地域 (含特別工業地区)	65.2	5.0	60	200	第 1 種
			60	200	第 2 種
商業地域	10.8	0.8	80	400	指定なし

資料第9 市における想定地震別の被害状況

(前提条件：冬の夕方 18 時・8m/sec)

区 分			東京湾北部	多摩直下	元禄型関東	立川断層帯
			M7. 3	M7. 3	M8. 2	M7. 4
建物被害	全壊棟数 (棟)	計	93	719	84	285
		ゆれ	80	707	71	272
		液状化	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	13	13	13	13
	火災延焼	焼失棟数（棟数） ＊倒壊建物を含む。	159	768	158	230
		焼失率（％）	0. 6	2. 8	0. 6	0. 8
人的被害（人）	死 者	計	7	44	7	16
		ゆれ・液状化建物被害	3	28	3	11
		急傾斜地崩壊	1	1	1	1
		火災	3	15	3	4
		ブロック塀等	0	1	0	0
		屋外落下物	0	0	0	0
	負傷者	計	195	680	180	407
		ゆれ・液状化建物被害	179	630	164	387
		急傾斜地崩壊	1	1	1	1
		火災	5	29	5	7
		ブロック塀等	10	19	10	13
		屋外落下物	0	1	0	0
	重傷者	計	12	74	12	30
		ゆれ・液状化建物被害	7	58	6	22
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0
		火災	1	8	1	2
		ブロック塀等	4	7	4	5
		屋外落下物	0	0	0	0
避難者（人）		避難人口	7, 126	22, 450	11, 724	17, 650
		避難生活者数	4, 632	14, 592	7, 621	11, 472
		疎開者人口	2, 494	7, 857	4, 104	6, 177
エレベーター停止台数（台）			4	6	4	5
災害時要援護者 死者数（人）			5	29	4	11
自力脱出困難者（人）			27	233	24	89
震災廃棄物	重量（万 t）	6	24	6	13	
	体積（万 m³）	9	31	8	17	

資料第 10 外出者の行動ルール及び帰宅困難者心得 10 か条

《外出者の行動ルール》

ア むやみに移動を開始しない。

イ まず安否確認をする。

＜災害用伝言ダイヤル 1 7 1 や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。＞

ウ 正確な情報により冷静に行動する。

＜公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断する。＞

エ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。

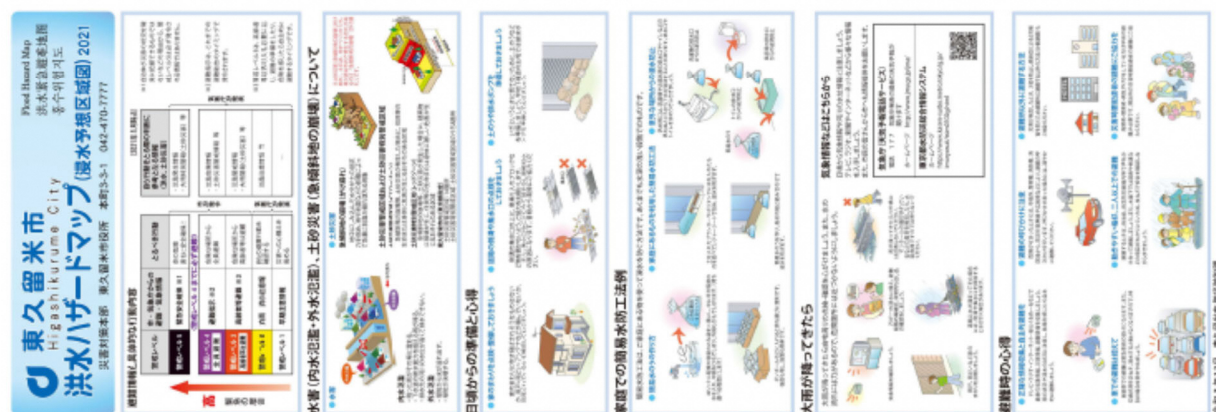
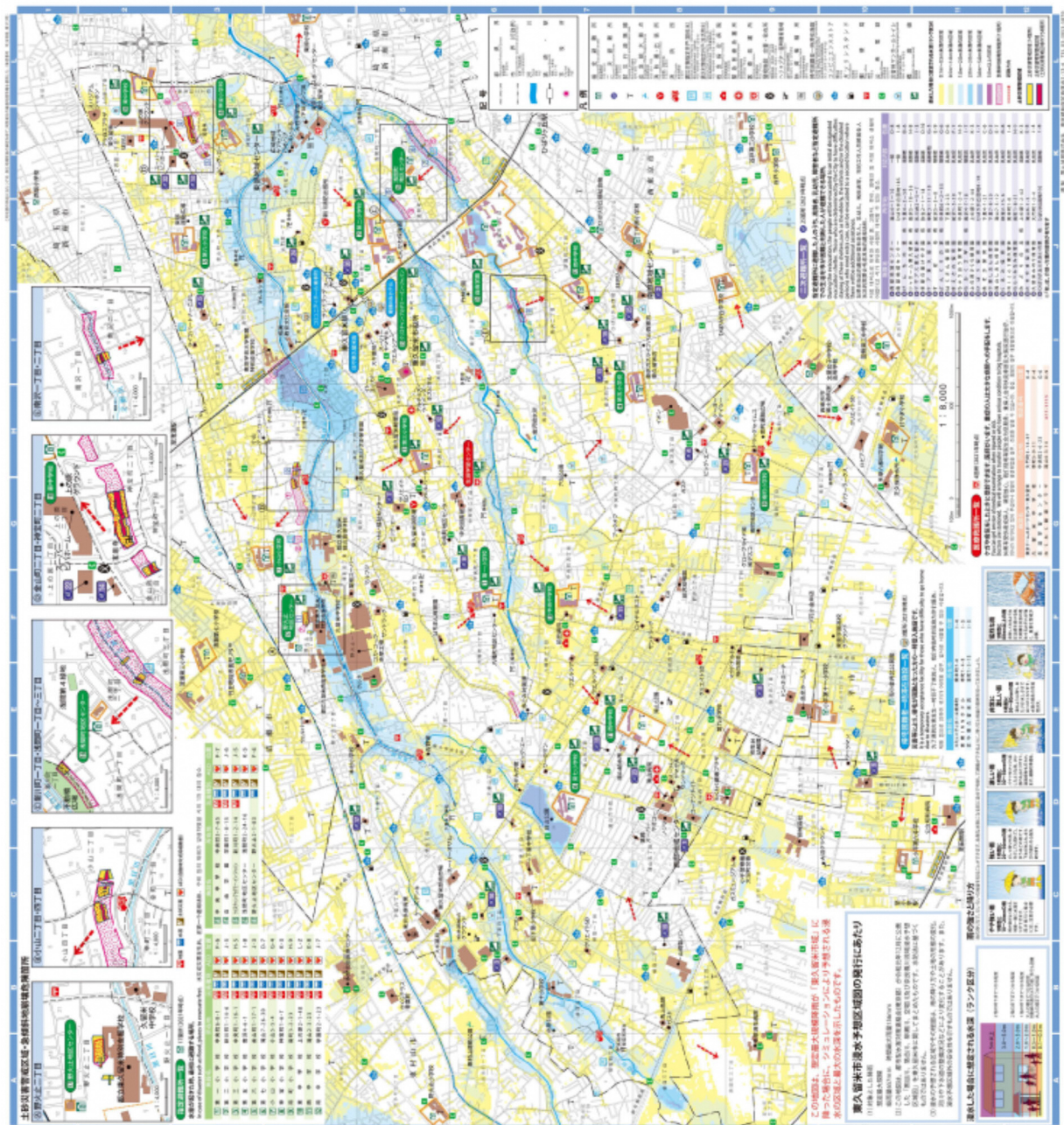
＜一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など）を優先して収容する。＞

《帰宅困難者心得 10 か条》

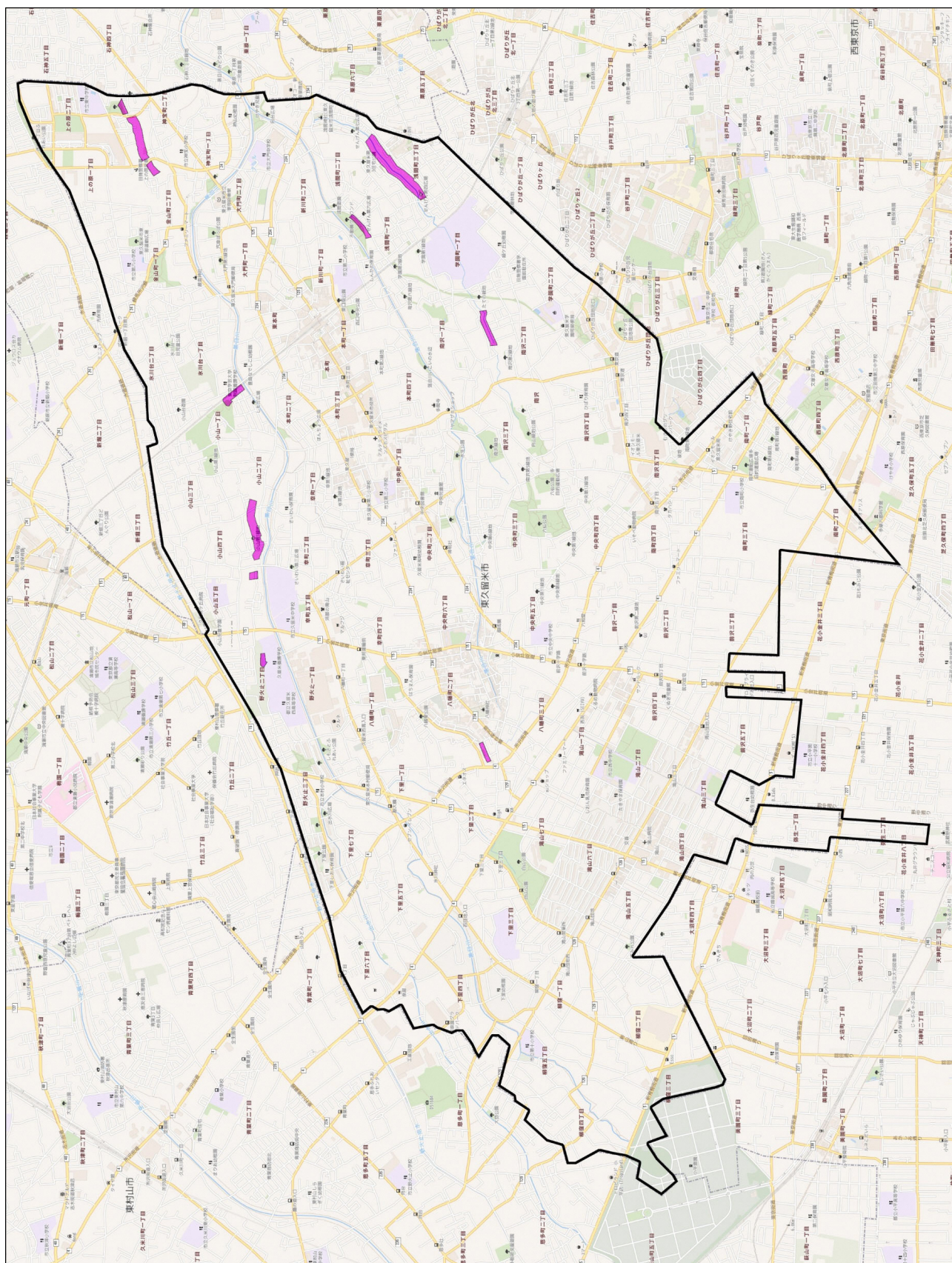
1. あわてず騒がず、状況確認
2. 携帯ラジオをポケットに
3. 作っておこう帰宅地図（東京都防災マップを見る）
4. ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
5. 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
6. 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
7. 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚（災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板）
8. 歩いて帰る訓練を
9. 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
10. 声を掛け合い、助け合おう

資料第 1 1 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所図

(令和 3 年 12 月)



(東京都 東久留米市洪水ハザードマップ 2021 を引用)



(東京都 土砂災害警戒区域マップを引用)

資料第 1 1 - 2 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成 30 年 11 月)

所 在	区 分	対象家屋	近隣家屋
小山 4	自然斜面	5 8	3 7
小山 5	自然斜面	4	1 4
浅間町 1	自然斜面	1 3	1 2
神宝町 2	自然斜面	8	1 1
神宝町 2	人工斜面	1 0	1 1
金山町 2 - 5	自然斜面	3	1 3
浅間町 3	自然斜面	1 4 1	8 6
南沢 1 - 2 5	自然斜面	3 3	1 9
野火止 2	人工斜面	0	4
八幡町 2 - 1 1	人工斜面	1 8	8
小山 1	自然斜面	1 3	9
		3 0 1	2 2 4

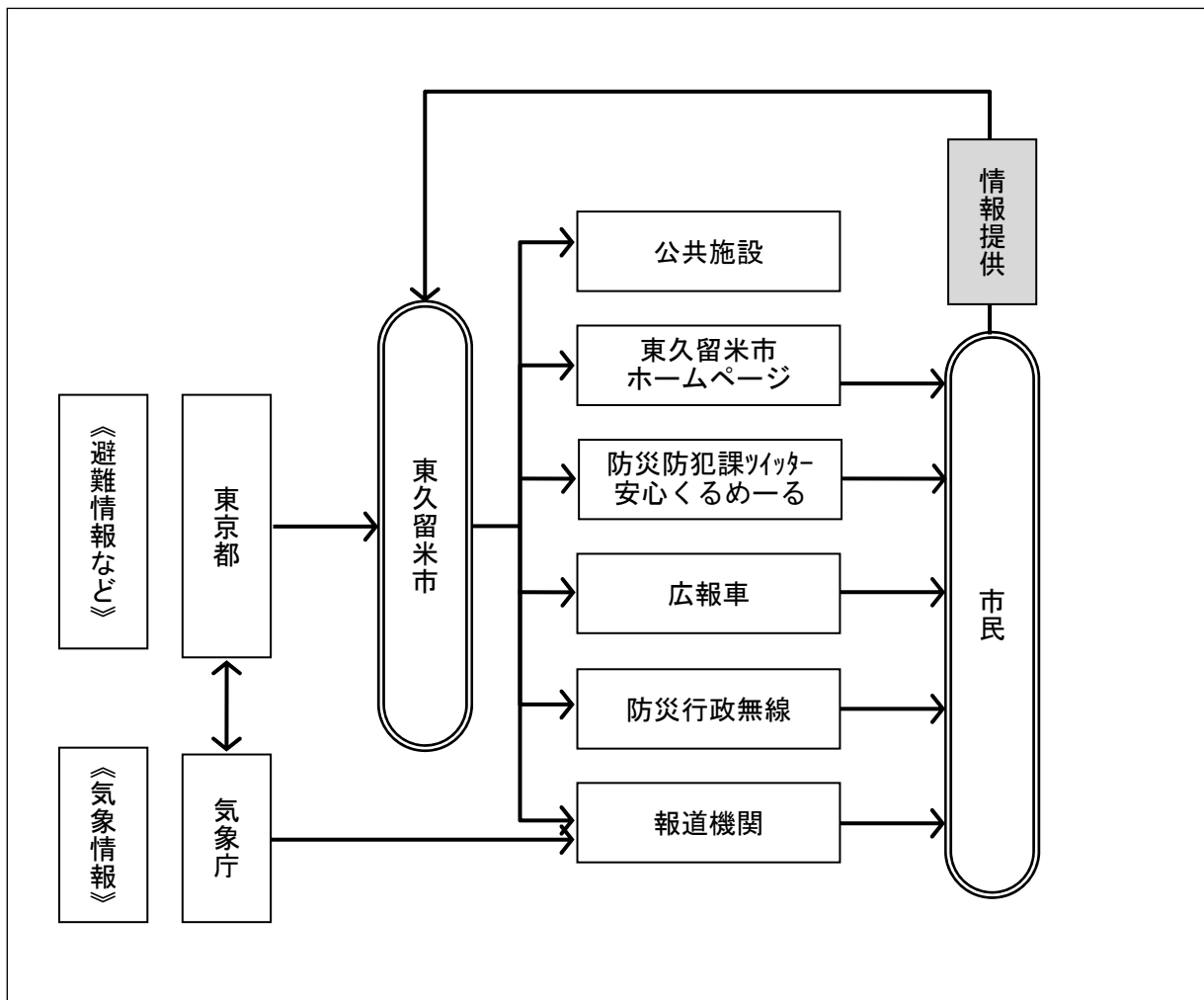
資料第 1 2 土砂災害特別警戒区域・警戒区域

(平成 30 年 11 月)

番 号	住 所	特別警戒区域	警戒区域
1 - 1	野火止 2 丁目	0	1
1 - 2	野火止 2 丁目	0	1
2	小山 4 丁目	2	0
3 - 1	小山 2 丁目	1	1
3 - 2	小山 2 丁目	3	1
3 - 3	小山 2 丁目	0	5
4	金山町 2 丁目	1	2
5	神宝町 2 丁目	7	3
6	浅間町 1 丁目	0	5
7 - 1	浅間町 2、3 丁目	0	4
7 - 2	浅間町 2、3 丁目	0	6
8	南沢 1、2 丁目	3	3
合 計		17	32

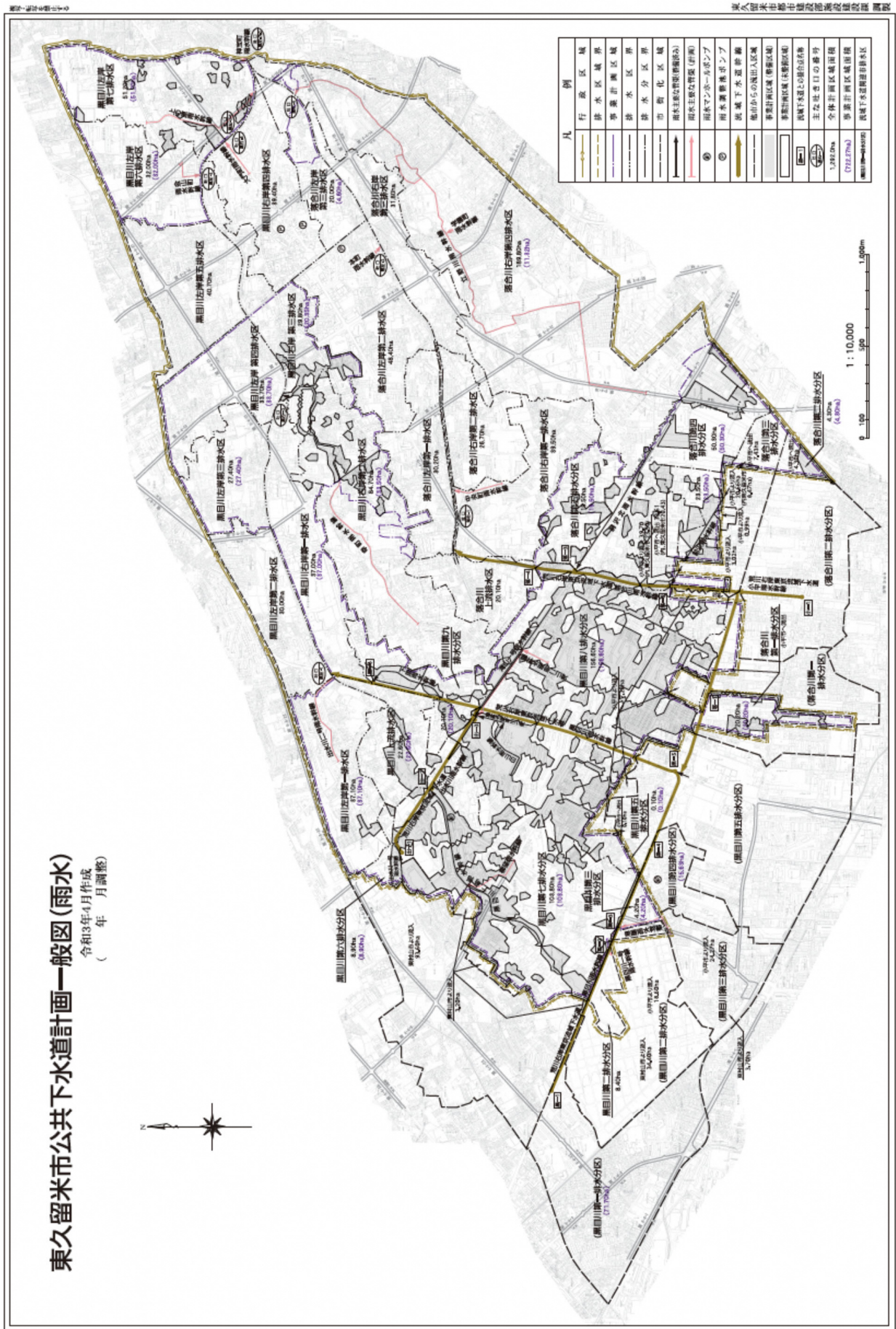
資料第 1 3 避難情報等の情報伝達経路

気象情報、避難情報などは、市に設置された災害対策本部に集められ、広報車や防災行政無線などを通じて市民に伝達される。



資料第 14 下水道計画一般図（雨水）

(令和3年4月現在)



資料第 15 防火・準防火地域指定状況

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

区 分	面積 (h a)	構成比 (%)
防 火 地 域 (商業地域)	1 6 . 9	1 . 3
準防火地域 (住居地域)	5 3 9 . 8	4 1 . 8
無 指 定	7 3 5 . 3	5 6 . 9
合 計	1 , 2 9 2 . 0	1 0 0 . 0

注) 都市計画法 7 条に基づき (昭和 45 年 12 月 26 日付東京都告示第 1417 号) 定めた面積による。

資料第 16 文化財一覧

(1) 市指定文化財

(令和 3 年 1 月 27 日現在)

種 別	名 称	所 在 地
無形民俗文化財	南沢獅子舞	南 沢 3-5-8 南沢氷川神社
	柳窪囃子	柳 窪 4-15-16 天神社
	下里囃子	下 里 2-9-32 下里氷川神社
	小山囃子	小 山 1-14-25 子の神社
	神山囃子	神宝町 1-17-7 神山氷川神社
有形文化財	建築物	多聞寺山門
	絵 画 ・ 彫 刻 ・ その他	本 町 4-13-16 多聞寺
		神宝町 2-13-9 宝泉寺
		本 町 4-13-16 多聞寺
		小 山 2-10-1 大円寺
		小 山 3-7 個人
		幸 町 4-2-40 米津寺
		加藤清正虎退治絵馬
		南 沢 3-5-8 南沢氷川神社
		承応三年棟札
		滝 山 4-3-14 郷土資料室
		下 里 1-5 墓地内

種 別		名 称	所 在 地	
		新山遺跡出土品一括	下 里 3-11-25	下里小学校
		下里本邑遺跡出土品一括	野火止 3-4-22	下里本邑遺跡館
		十三仏板碑	八幡町 2-11	墓地内
		村野家住宅建築関係文書	柳 窪 4	個人
		浄牧院旧山門	大門町 1-3-4	浄牧院
有形民俗文化財		地藏菩薩	神宝町 2-3	路傍
		地藏菩薩	神宝町 2-13-9	宝泉寺
		石幢六地藏		
		庚申塔	氷川台 2-3	三叉路
		不動明王	新川町 1-18	不動橋
		庚申塔	新川町 2-5	路傍
		廻国供養塔	浅間町 2-5	墓地入り口
		旧下里村穀櫃	小 山 2-10-1	大円寺
		庚申塔		
		庚申塔		
		馬頭観世音塔		
		石橋供養塔		
		力石・石橋供養塔	小 山 4-1-25	小山生活改善センター
		庚申塔	中央町 3-11	路傍
		石橋廻国供養塔	中央町 3-11	神明橋
		地藏菩薩	中央町 5-3	三叉路
		弁財天碑	中央町 5-9-6	弁天フィッシング
		地藏菩薩	中央町 5-10	路傍
		庚申塔	南 沢 1-2	老松橋
		常夜塔		
		庚申塔	南 沢 2-21	笠松坂
		庚申塔	前 沢 1-9	三叉路
		庚申塔	南 町 2-5	路傍
		馬頭観世音塔	下 里 3-25	路傍
		石橋供養塔	柳 窪 4-15	長福寺
		庚申塔		
		地藏菩薩	柳 窪 5-6	墓地入り口
		旧延命寺跡民間信仰石造物群	八幡町 2-11	墓地
		地藏菩薩石造	中央町 5-7	路傍
		地藏菩薩石造	柳窪 4-15	長福寺
		庚申塔	南町 2-5	路傍

種 別	名 称	所 在 地
	村野家（屋号・天神前）の衣食住資料及び商いと糸繭飛白縞資料	柳窪 4 個人
史 跡	神谷家墓所	大門町 1-3-4 浄牧院
	鈴木家墓所	
	小山台遺跡	小 山 1-10 小山台遺跡公園
	柳窪梅林の碑	柳 窪 4-15-16 天神社
	筆子塚	柳窪 5-6 墓所内
旧 跡	共立学校跡	本 町 4-13-16 多聞寺前
	成蹊学校跡	八幡町 2-10-10 ごみ対策課敷地内
	楊柳沢御殿跡	八幡町 2-11 墓地
	武蔵野鉄道引き込み線跡	学園町 1-1～2-1 たての緑地
	北多摩陸軍通信所跡	前沢 5 丁目他
	海軍大和田通信隊跡	上の原 1 丁目、2 丁目
天 然 記 念 物	浄牧院のカヤ	大門町 1-3-4 浄牧院

（２）都指定文化財

（平成 30 年 8 月 27 日現在）

種 別	名 称	所 在 地
史 跡	米津家大名墓所	幸 町4-2-40 米津寺内
	新山遺跡	下 里3-21-1 下里中学校内
	下里本邑遺跡	野火止 3-3-4 下里本邑遺跡公園内

（３）国登録有形文化財

（平成 28 年 1 月 1 日現在）

種 別	名 称	所 在 地
建 造 物	村野家住宅（7 件）	柳窪 4 丁目 15 番

（４）文化財保存施設一覧

（令和 3 年 1 月 1 日現在）

名 称	所 在 地	規 模 等
郷土資料館	滝 山 4-3-14	わくわく健康プラザ内（335 m ² ）
小山台遺跡公園	小 山 1-10	4, 400 m ²

名 称	所 在 地	規 模 等
第三小学校郷土資料室	中央町 1-16-1	プレハブ造り 1 階 (88 m ²)
文化財保存整理室	中央町 2-5-2	プレハブ造り 2 階 (130 m ²)
柄鏡形住居跡展示施設	下 里 3-21-1	都指定史跡
新山遺跡資料展示室	下 里 3-11-25	市立下里小学校内 (28 m ²)
下里本邑遺跡公園	野火止 3-4	都指定史跡 (8, 000 m ²)
下里本邑遺跡館	野火止 3-4-22	下里本邑遺跡公園内 (49 m ²)
民具保存館	野火止 3-6-30	プレハブ造り 1 階 (106 m ²)

資料第 1 7 消防水利の現況等

《消防水利の現況》

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区 分	消 火 栓	貯水槽	プール	池	合 計
基 数	1, 0 8 3	1 9 8	2 1	1	1, 3 0 3

資料第 1 8 市内公道現況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

総数		舗 装 道		砂 利 道		舗 装 率	
延 長 (m)	面 積 (m ²)	延 長 (m)	面 積 (m ²)	延 長 (m)	面 積 (m ²)	延長比 (%)	面積比 (%)
255, 487	1, 588, 576	244, 604	1, 562, 198	10, 883	26, 378	95. 74	98. 34

資料：東京都統計年鑑

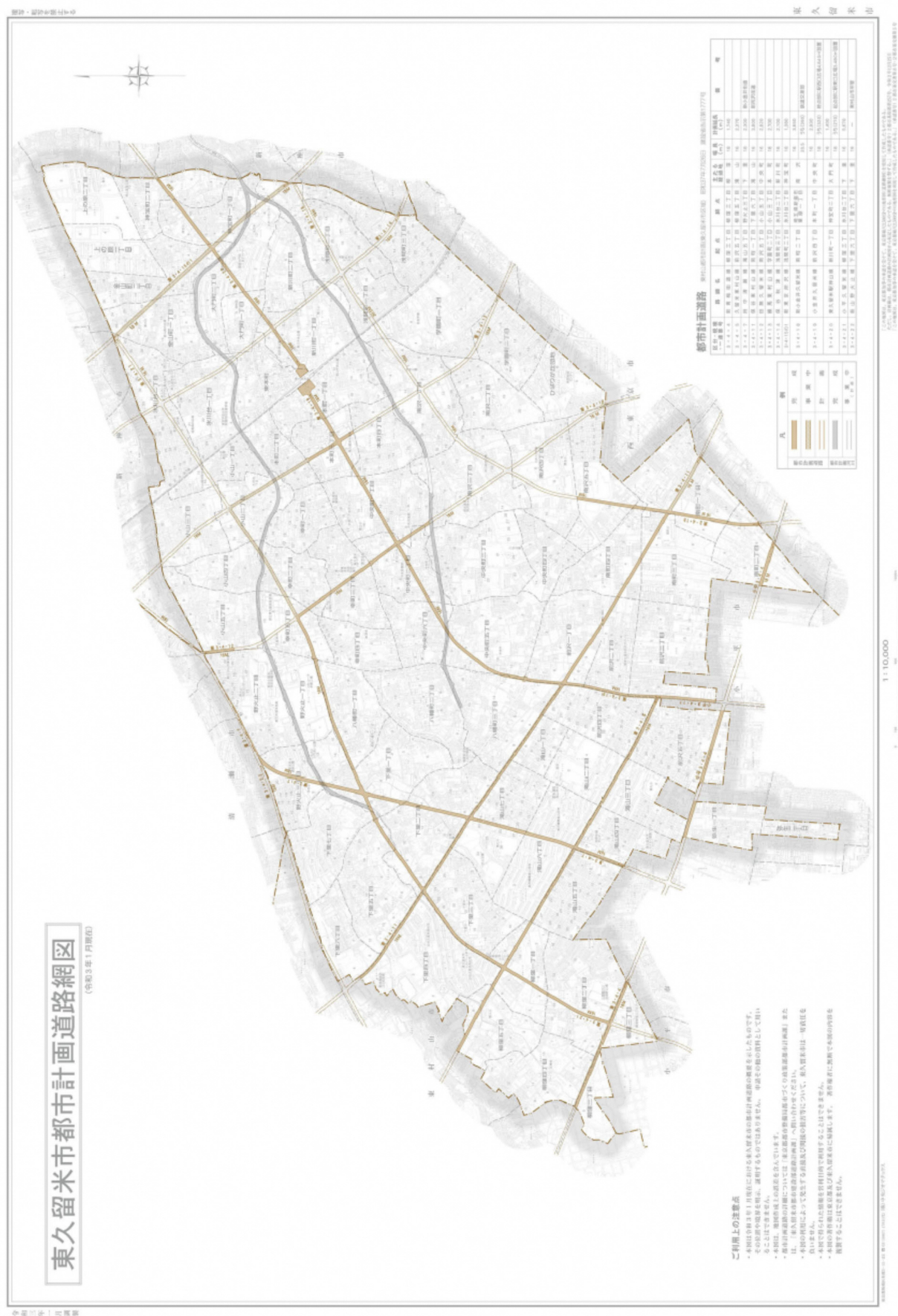
資料第 1 9 市内橋梁現況

(令和 3 年 12 月 1 日現在)

種 別	鋼橋 (箇所)	コンクリート橋 (箇所)	歩道橋 (箇所)	計 (箇所)	延長 (m)
都 道	1	9	4	1 4	1 8 7. 1 4
市 道	2 1	3 4	1	5 6	6 6 8. 0 3
計	2 2	4 3	5	7 0	8 5 5. 1 7

資料第 20 都市計画道路網図

(令和3年1月現在)



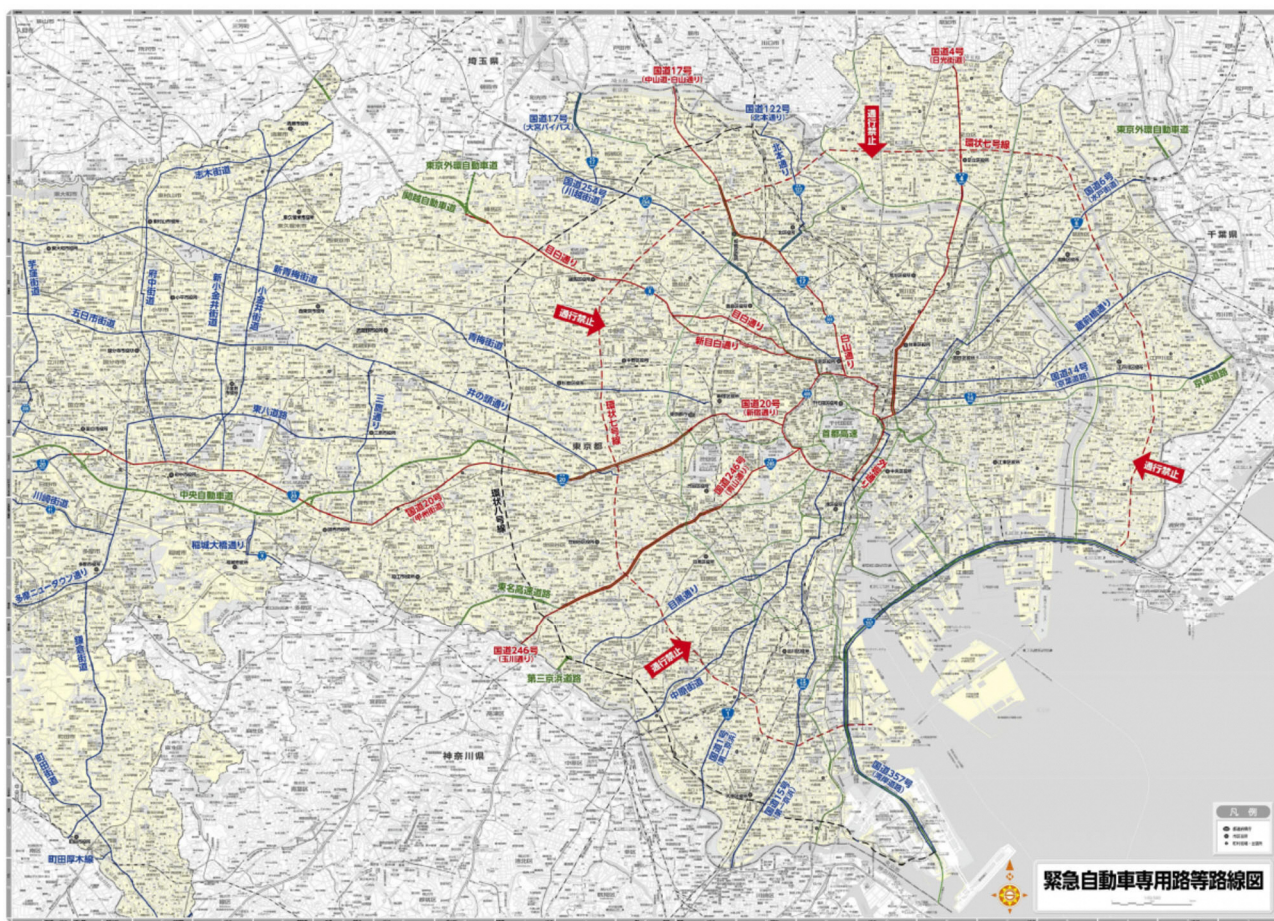
資料第 2 1 河川の現況

種 別	河川名	延長	管理者	備 考
一級河川	黒目川	4.3km	都	
	落合川	3.4km		
普通河川	中溝川	346.77m	市	黒目川水系
	黒目川	2,592.12m		
	出水川	1,471.39m		
	楊柳川	2,118.55m		
	弁天川	1,145.4m		
	西妻川	758.13m		
	立野川	2,357.17m		
	落合川支流 1	399.62m		落合川水系
	落合川支流 2	481.32m		
	落合川支流 3	21.96m		
排 水 路	小平排水	1,968.33m		黒目川水系
調 節 池	黒目橋調節池	(159,400 m ³)	都	二 期 事 業
用 水	野火止用水	2,099.77m	市	

資料第 2 2 緊急交通路

【緊急自動車専用路等路線図】

(令和元年 4 月 1 日)

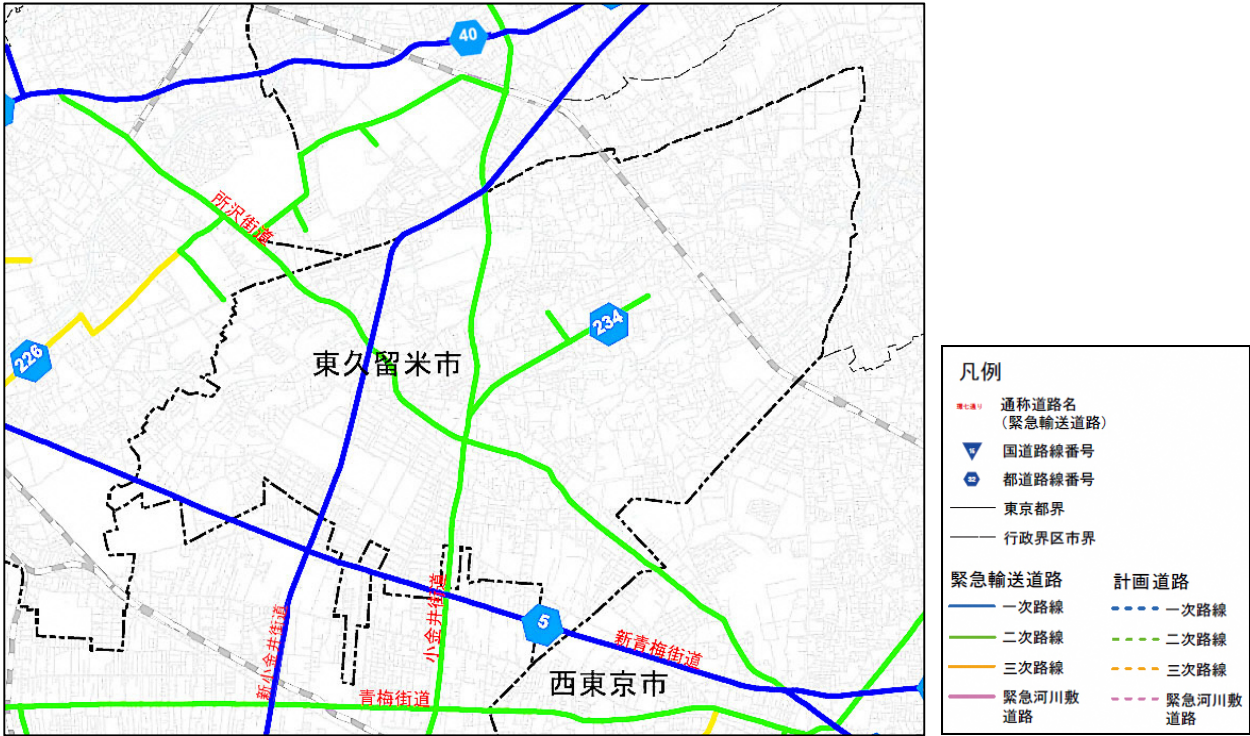


- | | | |
|--------------------|----------------|---------------------|
| 第一次交通規制・・・緊急自動車専用路 | — (一般道路) | ・ (高速自動車国道・首都高速道路等) |
| 第二次交通規制・・・緊急交通路 | — (一般道路) | ・ (高速自動車国道・首都高速道路等) |
| | — (35路線) (注記1) | |

(注記1) 第二次交通規制時に被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進展状況等を勘案し、必要に応じて緊急交通路に指定される路線

資料第 2 3 緊急道路障害物除去路線（東京都）

（令和 2 年 4 月現在）



資料第 2 4 - 1 上水道施設の現況（1）給水所施設

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

施設 設備	南沢給水所 南沢三丁目 9 - 2 1		滝山給水所 滝山六丁目 1 - 1	
	取水設備			
	南沢一号水源	1, 500 m ³ ／日	滝山水源	1, 500 m ³ ／日
	南沢二号水源	休止		
	南沢三号水源	1, 450 m ³ ／日		
	南沢四号水源	1, 450 m ³ ／日		
	計	4, 400 m ³ ／日	計	1, 500 m ³ ／日
貯水設備	配水塔 1 基	10, 000 m ³	配水池 4 池	5, 900 m ³

資料第 2 4 - 2 上水道施設の現況（2）配水管施設

（出典：多摩の水道 令和 3 年 9 月）

配水管総延長（Φ50～Φ700）	272, 978m
------------------	-----------

資料第 2 5 大震災時における交通規制措置の概要

1 大震災（震度 6 弱以上）が発生した場合

大震災発生直後から、以下のような交通規制を段階的に実施する。

（1）第一次交通規制（発生直後）

人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通すための交通規制である。

ア 環状 7 号線内側方向へは、一般車両の通行を禁止する。（※環状 7 号線は、迂回路として通行可）

イ 環状 8 号線では、都心方向への一般車両の流入を抑制する。（環状 8 号線の都心方向への青信号は、時間短縮）

ウ 下記の 7 路線が「緊急自動車専用路」となり、緊急自動車等以外の一般車両の通行を禁止する。（※高速道路を 1 路線とする。）

国 道	・国道 4 号（日光街道 他） ・国道 17 号（中山道・白山通り 他） ・国道 20 号（甲州街道 他） ・国道 246 号（青山通り・玉川通り）
都 道	・目白通り・新目白通り ・外堀通り
高速道路	・高速自動車国道・首都高速道路 等

エ 第一次交通規制図は、別図 1 を参照

（2）第二次交通規制（被害状況及び道路状況を確認した後）

復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うための交通規制である。

第一次交通規制の緊急自動車専用路が、この段階で緊急交通路となり、さらに、下記の代表的な路線（35 路線）のうち必要な路線を、「緊急交通路」に指定する。

国道 1 号（第二京浜ほか）	国道 6 号（水戸街道ほか）
国道 14 号（京葉道路）	国道 15 号（第一京浜ほか）
国道 17 号（新大宮バイパス）	国道 122 号（北本通りほか）
国道 254 号（川越街道ほか）	国道 357 号（湾岸道路）
都道 2 号（中原街道）	都道 4 号ほか（青梅・新青梅街道）
都道 7 号ほか（井の頭通り・五日市街道・睦橋通り）	都道 312 号（目黒通り）
都道 315 号ほか（蔵前橋通りほか）	国道 16 号（東京環状ほか）
国道 20 号（日野バイパスほか）	国道 139 号（旧青梅街道）
国道 246 号（大和厚木バイパス）	都道 9 号（稲城大橋通りほか）
都道 14 号（東八道路）	都道 15 号ほか（小金井街道）
都道 17 号ほか（府中街道・志木街道）	都道 18 号ほか（鎌倉街道ほか）
都道 20 号ほか（川崎街道）	都道 29 号ほか（新奥多摩街道ほか）

都道 43 号ほか（芋窪街道ほか）	都道 47 号ほか（町田街道）
都道 51 号（町田厚木線）	都道 59 号（八王子武蔵村山線）
都道 121 号（三鷹通り）	都道 153 号ほか（中央南北線ほか）
都道 158 号（多摩ニュータウン通り）	都道 169 号ほか（新滝山・滝山・吉野街道）
都道 173 号（北野街道）	都道 248 号ほか（新小金井街道）
都道 256 号（甲州街道）	

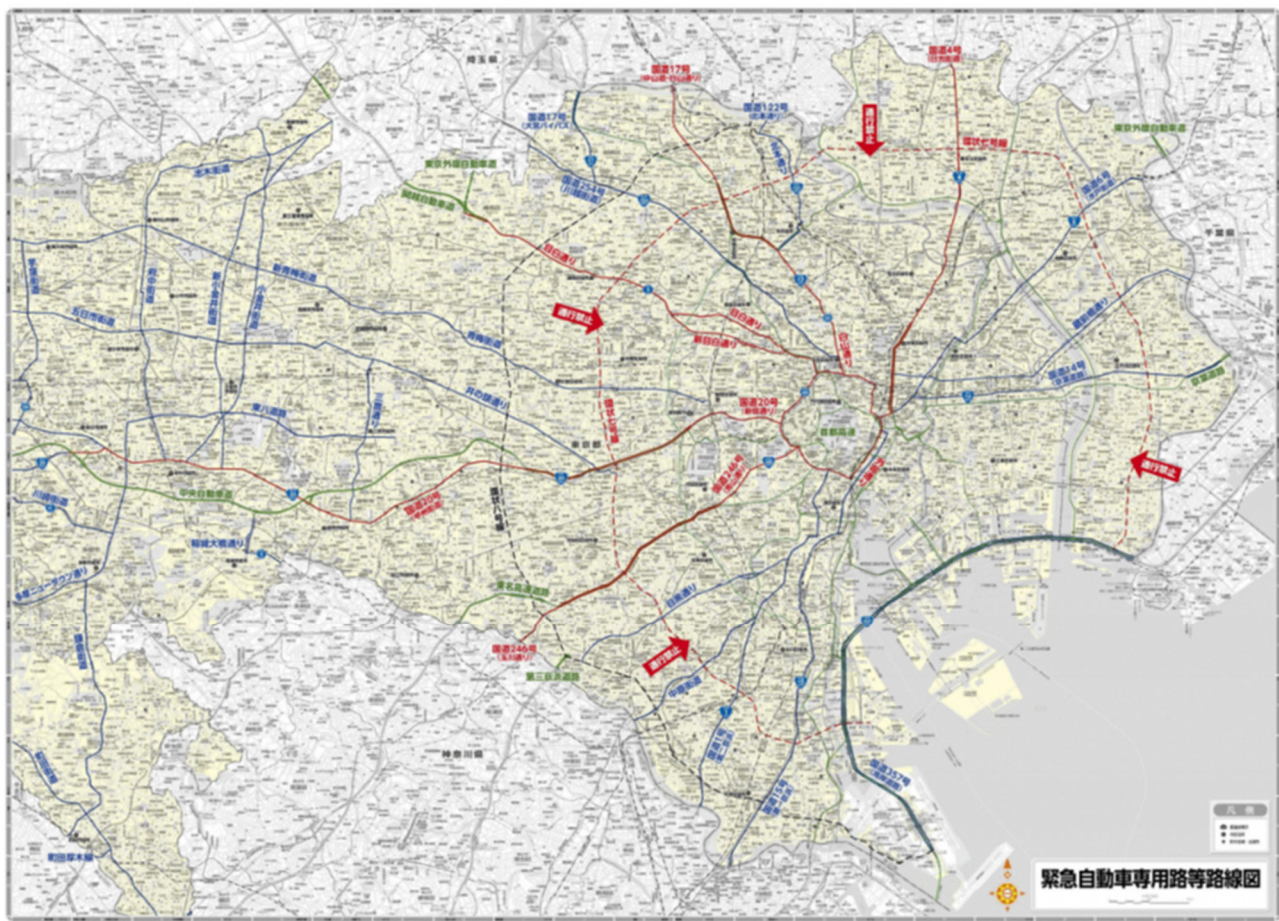
第二次交通規制図は、別図 2 を参照

（３）市関係の交通規制

緊急交通路として、新青梅街道及び小金井街道は、車両通行止め

【緊急自動車専用路・緊急交通路詳細図】

（令和元年 4 月 1 日）



第一次交通規制・・・緊急自動車専用路 —（一般道路） —（高速自動車国道・首都高速道路等）
 第二次交通規制・・・緊急交通路 —（一般道路） —（高速自動車国道・首都高速道路等）
—（35路線）（注記1）

（注記1）第二次交通規制時に被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進展状況等を勘案し、必要に応じて緊急交通路に指定される路線

2 震度5強の地震が発生した場合

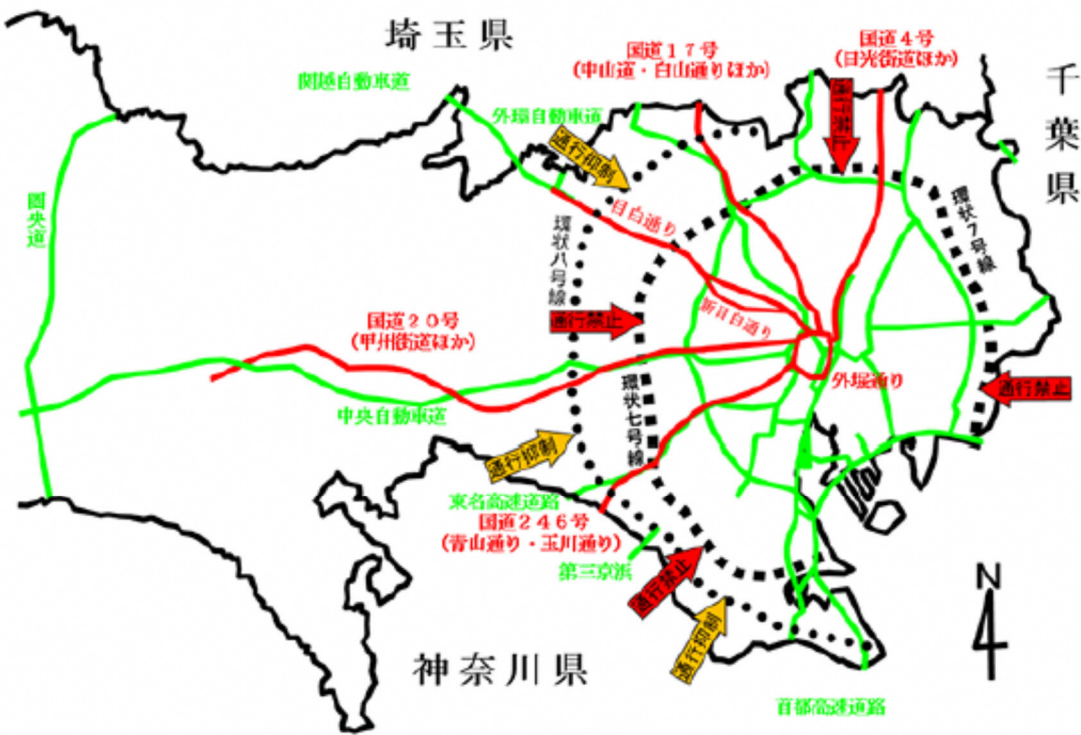
震度5強の地震が発生した場合、都心部における交通混乱を回避するため、大震災（震度6弱以上）発生時の第一次交通規制に準じた措置が行われることがある。

- ・環状7号線内側への一般車両の通行禁止
- ・環状8号線内側への一般車両の流入抑制

別図1

【第一次交通規制図】

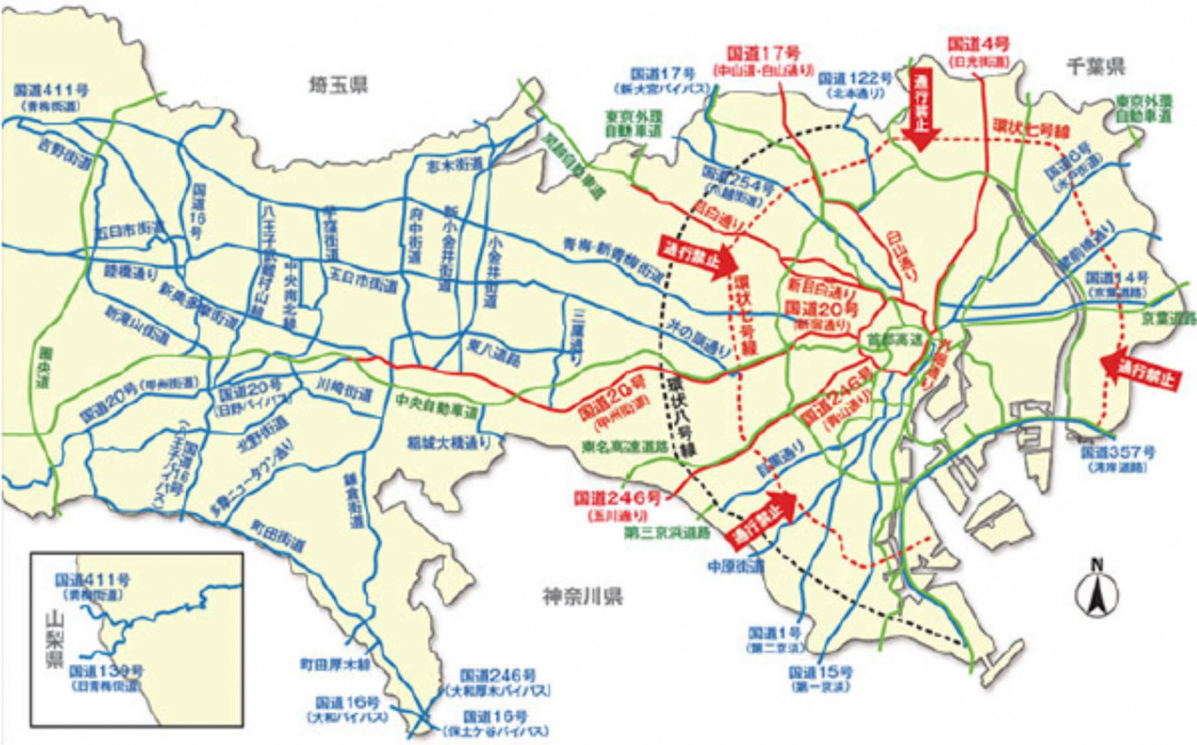
（令和元年4月1日）



凡 例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	——	国道4号、国道17号（白山通りほか）、 国道20号、国道246号、 目白通り・新目白通り、外堀通り	
	——	高速自動車国道・首都高速道路等	

【第二次交通規制図】

(令和元年4月1日)



凡		例	
環状七号線	■ ■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ●
緊急交通路	■	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号〈白山通りほか〉・国道20号 ・国道246号・目白通り・新目白通り・外堀通り)	
	■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	■	被害状況により指定する路線	

資料第 2 6 緊急通行車両等の確認事務を伴う事前届出制度の運用について

1 事前届出制度の趣旨

事前届出制度は、災害応急対策又は地震防災応急対策（以下「災害応急対策等」という。）の実施責任を有する者が、災害発生時等に災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、災害発生時における確認事務の省力化、効率化を図ろうとするものです。

2 事前届出の手続き

（1）対象車両

災害発生時に、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の決定に基づき交通規制を行う区域又は道路の区間を通行する車両で、次のア、イのいずれにも該当する車両が対象となります。

ア 災害発生時に、災害応急対策に従事し又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で、次のいずれかの項目に該当するもの。

①災害対策基本法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- e 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- f 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- g 緊急輸送の確保に関する事項
- h その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- i 災害を受けた児童及び生徒の教育に関する事項
- j 新聞社等の緊急取材に関する事項

②大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受ける恐れのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事

h 新聞社等の緊急取材に関する事項

i その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者並びに通信社（以下「新聞社等」という。）の長（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により常時指定行政機関等の活動に使用している車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両

（２）緊急通行車両等の事前届出に関する手続き

ア 緊急通行車両等事前届出の申請

①申請者

事前届出の申請は、緊急通行（輸送）業務の実施の責任を有する者が申請してください。

②申請先

交通規制課長又は申請に係る車両の使用の本拠地を管轄する警察署長（交通課）において行いますので、下記③の申請書類に必要事項を記載の上、窓口に提出してください。

③申請書類

a 警察署に備え付けの「緊急通行車両等事前届出書」２通（資料第 27-1）

緊急通行車両等事前届出書（以下「事前届出書」という。）は、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）と同一用紙になっており、桃色と白色の２種類がありますので、下記イの区分に従って申請してください。

b 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する輸送協定書等の書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付

申請された事前届出書は、管轄警察署から警視庁本部に送付され、公安委員会において審査を行った後、要件に該当した場合には届出済証として警察署へ返送され申請者に交付されることになります。したがって、届出から届出済証の交付までには、若干の日数を要することとなります。

①届出済証の色分けによる交付

災害発生直後の救命・救助又は消火活動等が継続中の時期（以下「災害応急活動期」という。）にあつては、救命・救助又は消火活動等に支障が生じないようにする必要があることから、標章の交付対象車両を、救命・救助又は消火活動等に従事する車両に限定して確認を行うこととしています。

このため、届出済証を桃色と白色の２種類に分け、災害応急活動期は桃色の届出済証の交付を受けている車両に限定して確認を行い、食料品等の生活関連物資の輸送車両等白色の届出済証の交付を受けている車両については、災害応急活動（被災状況により異なりますが、災害発生後概ね２～３日程度を予想。）が一段落した後確認を行うこととしています。

届出済証の色別による交付対象車両の区分は次のとおりです。

②桃色の届出済証交付対象車両

桃色の届出済証交付対象車両は、災害発生直後の災害応急活動期から確認を行う次の車両が対象となります。

- a 避難の勧告又は指示等を行う警察、消防、自治体の広報用車両
- b 消火活動に従事する消防用車両
- c 救命・救助活動に使用する警察、自衛隊、消防、医療機関等の車両
- d ライフラインの応急復旧を行う車両
- e 緊急道路啓開を行う車両
- f 交通規制に使用する車両
- g 政府災害要員、地方公共団体災害対策要員が実施する災害応急対策に使用する車両

③白色の届出済証交付対象車両

白色の届出済証交付対象車両は、食料品等の生活関連物資の輸送車両等前記②以外の緊急通行車両等で、災害応急活動期経過後に確認を行う車両が対象となります。

3 災害発生時等の確認申請（資料第27-2参照）

（1）届出済証の交付を受けている車両の確認

車両の使用者が警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊の隊本部（以下「隊本部」という。）又は交通検問所等に届出済証を提示の上、申請してください。

この場合の車両の使用者は、届出済証に記載されている使用者と同一であることは必要なく、事務又は業務の内容を証明する書類も不要です。

（2）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

事前に届出済証の交付を受けていない車両の場合には、車両の使用者が警察署、交通機動隊本部、交通検問所等において、確認申請を行う必要がありますので、

ア、緊急通行車両の確認申請書（各警察署に備え付け）

イ、事務又は業務の内容を証明する書類（輸送協定書、指定行政機関等の上申書等）

を提出して確認を受けてください。

（3）標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書等」という。）の交付

ア、前記（1）については、事前届出の段階で審査が終了していることから、確認証明書等を交付します。

イ、前記（2）については、当該車両が災害応急対策を実施するための車両であることの確認を行い、災害応急対策を実施する車両であると認められた場合には確認証明書等を交付します。

4 その他

（1）桃色の届出済証の交付を受けた車両に対しては、災害発生直後の災害応急活動期の段階か

ら確認証明書等の交付を行います。白色の届出済証の交付を受けた車両に対しては、災害応急活動期経過後に、確認証明書等の交付を行います。

- (2) 事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失・滅失・汚損し、若しくは破損した場合は、届出済証の交付を受けた警察署に再交付の申請をしてください。
- (3) 申請に係る車両が緊急通行車両又は緊急輸送車両の要件に該当しなくなった場合や、廃車その他緊急通行車両又は緊急輸送車両としての必要性がなくなった場合は、届出済証の交付を受けた警察署に届出済証を返還してください。
- (4) 確認証明書等の交付を受けた車両の使用人は、災害応急対策活動の業務終了後、速やかに確認証明書等を事前届出の申請をした警察署に返還してください。

資料第 2 7 交通規制対象除外車両の認定

災害発生後において、緊急通行車両以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外されることとなる。

交通規制対象除外車両の認定に係る事務については、警察署長等が行う。

第 1 交通規制対象除外車両の認定に係る事務

1 交通規制の対象から除外される車両(資料第 2 7-3 参照)

通行の禁止又は制限の対象から除外する車両は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する者が使用中の自転車
- (2) 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- (3) 警察署長等が、次の理由によりやむを得ないと認め別記様式第 8「交通規制対象除外車両通行証明書」及び「除外標章」を交付した車両で、除外標章を提出しているもの。

ア 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送

イ 徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障がい者の最寄りの病院、避難場所等への避難

ウ 報道機関の緊急取材

エ 協定を締結した新聞社の新聞又は新聞ロール紙の搬送

オ その他通行させることがやむを得ない理由

2 交通規制対象除外車両の認定手続

(1) 申請者

前の 1 の (3) のいずれかの理由により車両を使用するため、除外標章の交付を受けようとする者

(2) 申請先

警察署長等を窓口として、別記様式第 1 0「交通規制対象除外車両通行申請書」により、公安委員会に対して行う。

(3) 認定並びに標章及び証明書の交付

交通規制対象除外車両の申請を受理した警察署長等は、通行の必要を認め、かつ緊急通行車両等の通行に支障をおよぼさないと認めた場合においては、除外標章及び交通規制対象除外車両通行証明書の交付の措置をとること。

認定並びに標章及び証明書の交付について田無警察署では、本署並びに北原町交差点の検問所で行っている。

(4) 緊急措置

ア 前記 1 の (3) の理由に該当する車両で、特に緊急を要すると認められるものについては、現場の警察官の判断で別記 (2) の手続きを省略し、除外標章を交付する。

イ 前記アの場合において、現場の警察官が除外標章を所持せず交付できないときは、近くの警察署、交通検問所で交付を受けるよう教示し、そのまま通行させる。

資料第 28-1 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第 1 号

整理番号 (番 号)

☐ 災害 ☐ 地震防災 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱責任者役職名 氏 印		☐ 災害 ☐ 地震防災 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会	
番号標に表示されている番号		備考	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職名 氏			
届出車両の出発地			
※ この事前届出書（2枚組のもの）を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

資料第 2 8 - 2 緊急通行車両等確認申請書等

別記様式第 3

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		
緊急通行車両等確認申請書		
年 月 日		
東京都公安委員会殿		
申請者住所 (電話) 氏名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

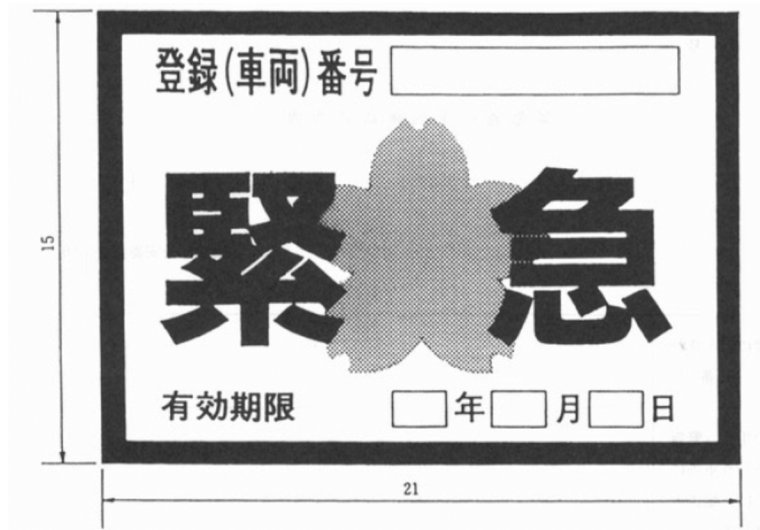
（備考）用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 4

第 号		
緊急通行車両確認証明書		
年 月 日		
東京都公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

（備考）用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 5



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料第 2 8－3 交通規制対象除外車両通行申請書

別記様式第 8

第 号		
交通規制対象除外車両通行証明書		
年 月 日		
東京都公安委員会		印
番号標に表示されている番号		
通行目的		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

別記様式第 10

地震防災 応急対策用 災害		
交通規制対象除外車両通行申請書		
年 月 日		
東京都公安委員会殿		
申請者住所 (電話) 氏名		印
番号標に表示されている番号		
通行目的		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 9



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「除外」の文字を緑色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」及び「東京都公安委員会」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

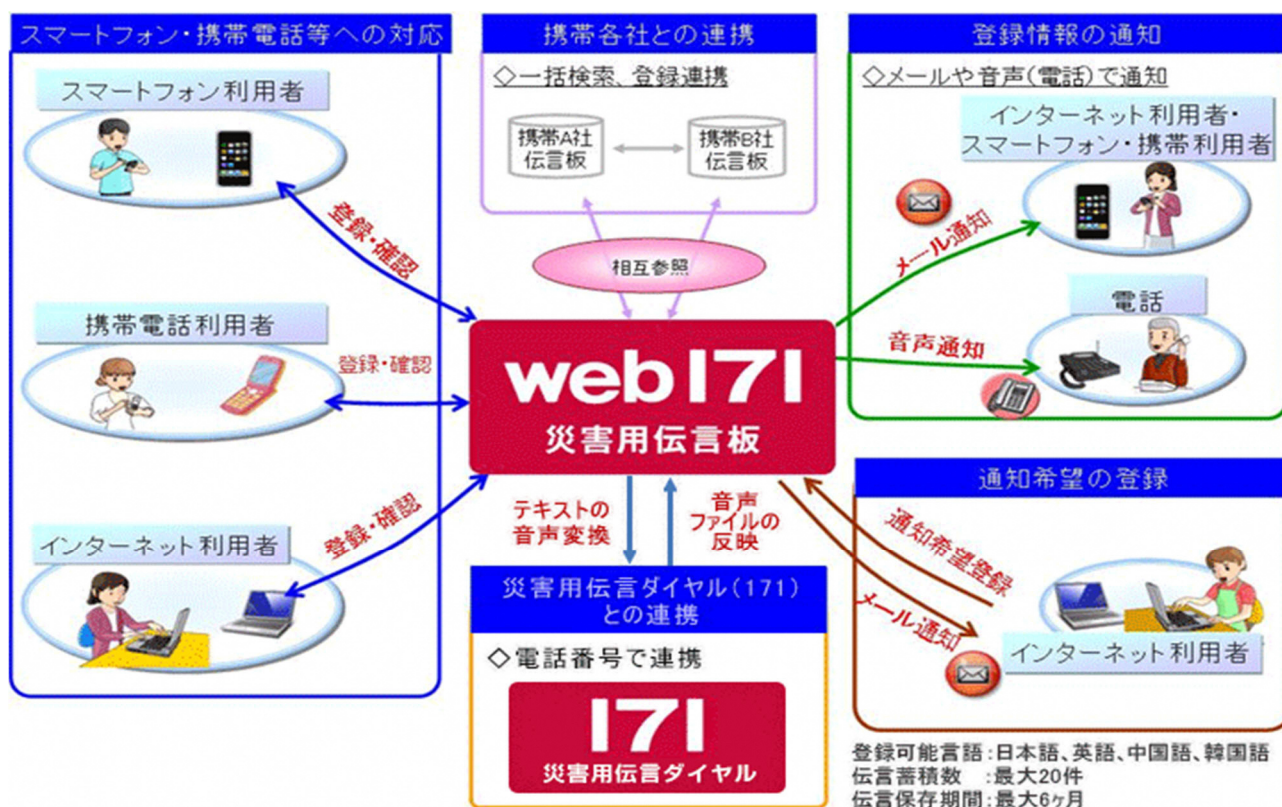
資料第 2 9 災害用伝言板の利用方法（NTT 東日本）

災害用伝言板（web171）概要とご提供のしくみ（NTT 東日本・NTT 西日本）

【サービス概要】

近々に高い確率で発災が想定される東海地震をはじめとした大地震、台風、集中豪雨等の風水害の増加等、安否確認の重要性が再認識されています。そのような状況の中、大規模災害等発生時にインターネットを利用した被災地の方々の安否情報を確認する手段として、より便利に、より安心してご利用いただくために、スマートフォンへの対応や伝言登録の通知機能を備えた「災害用伝言板(web171)」を提供することとしました。

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知することもできます。



災害用伝言板のご利用及びご利用方法については、下記 URL へアクセスしてください。

<https://www.web171.jp/>

資料第 3 0 東久留米市における災害発生時の避難所初期活動班に関する要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、災害が発生した場合における避難所等での円滑な避難所初期活動を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所 東久留米市（以下「市」という。）が指定する指定避難所をいう。
- (2) 災害発生時 地震等による災害が発生した場合（その恐れがある場合を含む。）をいう。
- (3) 避難所初期活動班 避難所初期活動班員によって組織され、各避難所等において避難所開設に必要な準備等の業務を行う班をいう。
- (4) 災害対策本部 東久留米市災害対策本部条例（昭和38年条例第28号。以下「条例」という。）に基づく災害対策本部をいう。
- (5) 本部長 条例第 2 条に規定する本部長をいう。

(任免)

第 3 東久留米市長（以下「市長」という。）は、東久留米市内（以下「市内」という。）及び市の近隣に居住する職員のうちから避難所初期活動班員を任命する。

- 2 第 3 の 1 の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第 3 の 1 に規定する職員以外の職員のうちから避難所初期活動班員を任命することができる。
- 3 市長は、避難所初期活動班員の任命の際に出動場所等を指定する。
- 4 市長は、避難所初期活動班員のうちから各避難所初期活動班の班長（以下「班長」という。）及び副班長（以下「副班長」という。）を任命する。
- 5 避難所初期活動班員として任命された者は、病気、転居等により避難所初期活動班員として活動することが困難になったときは、遅滞なく解任申出書（様式第 1 号）を提出しなければならない。
- 6 避難所初期活動班員の任期は、特に定めない。ただし、避難所初期活動班員の人員を見直す場合又は休職、退職、病気、転居等により避難所初期活動班員として活動することが困難であると市長が認めた場合には、その者を解任する。

(出動及び業務)

第4 避難所初期活動班員は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかに指定された出動場所に出動しなければならない。ただし、特別の事情により出動できないときは、速やかに災害対策本部及び班長にその旨を連絡するものとする。

(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。

(2) その他災害発生により、市長が出動を命ずるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の出動場所へ出動させることができる。

3 避難所初期活動班は、災害対策本部が設置され災害応急対策の円滑な遂行が確保されるまでの間、別表に定める業務を行う。

(任務)

第5 班長は、避難所初期活動班の分担業務をつかさどり、所属の避難所初期活動班員を指揮する。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 避難所初期活動班員は、班長の命を受け迅速かつ適正に避難所初期活動班の業務を遂行しなければならない。

4 避難所初期活動班員は、災害の発生に備え、市が行う訓練への参加等を通じて常に自己の分担業務の修得に努めなければならない。

(庶務)

第6 避難所初期活動班に関する庶務は、防災防犯課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成24年7月4日から施行する。

付 則 (平成26年3月17日訓令乙第28号)

この訓令は、平成26年3月17日から施行する。

付 則 (平成26年12月22日訓令乙第163号)

この訓令は、平成27年1月15日から施行する。

付 則 (平成28年2月3日訓令乙第6号)

この訓令は、平成28年2月26日から施行する。

付 則 (令和3年6月29日訓令乙第37号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第４関係）

組織名	出動場所	業務内容
第一小学校避難所初期活動班	第一小学校	１．避難所開設に必要な準備を行う。 ２．避難所開設の指令を本部長から発したときには直ちに避難所を開設し、管理運営を行う。 ３．本部長発令前であっても市民が避難してきた場合は自己の判断で開設し、本部へ事後報告する。 ４．情報収集及び本部への伝達を行う。 ５．その他市民の安全確保を図るために必要な活動を行う。
第二小学校避難所初期活動班	第二小学校	
第三小学校避難所初期活動班	第三小学校	
第五小学校避難所初期活動班	第五小学校	
第六小学校避難所初期活動班	第六小学校	
第七小学校避難所初期活動班	第七小学校	
第九小学校避難所初期活動班	第九小学校	
第十小学校避難所初期活動班	第十小学校	
小山小学校避難所初期活動班	小山小学校	
神宝小学校避難所初期活動班	神宝小学校	
南町小学校避難所初期活動班	南町小学校	
本村小学校避難所初期活動班	本村小学校	
旧下里小学校避難所初期活動班	旧下里小学校	
東中学校避難所初期活動班	東中学校	
西中学校避難所初期活動班	西中学校	
南中学校避難所初期活動班	南中学校	
下里中学校避難所初期活動班	下里中学校	
中央中学校避難所初期活動班	中央中学校	
都立東久留米総合高等学校避難所初期活動班	都立東久留米総合高等学校	
都立久留米西高等学校避難所初期活動班	都立久留米西高等学校 ※風水害時のみ東久留米市野火止地区センター	
自由学園避難所初期活動班	自由学園 クラブハウス しののめ寮	
スポーツセンター	スポーツセンター ※風水害時のみ東久留米市浅間町地区センター	
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン避難所初期活動班	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	
東京学芸大学附属特別支援学校避難所初期活動班	東京学芸大学附属特別支援学校	

組織名	出動場所	業務内容
東久留米駅初期活動班	東久留米駅 コミュニティホール東本町	1. 帰宅困難者等駅滞留者の誘導。 2. 情報収集及び本部への伝達 3. その他市民の安全確保を図るために必要な活動

年 月 日

東久留米市長 殿

解任申出書

下記の理由により、避難所初期活動班員としての活動が困難となったため、
解任して頂きたいと申し出ます。

- ☐ 病気
- ☐ 転出（転出先住所）
- ☐ 転居（転居先住所）
- ☐ その他（）

氏 名	
出動避難所	

資料第 3 1 東京消防庁等の震災消防活動

【東京消防庁等における初動態勢】

項 目	発 令 基 準
震災配備態勢	1 気象庁の発表で、東京都 2 3 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 5 弱を示す地震が発生したとき。 3 1 の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。
震災非常配備態勢	1 気象庁の発表で、東京都 2 3 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 5 強以上を示す地震が発生したとき。 3 1 の地域に震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。
非常招集	○ 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参加する。 ○ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

○ 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

○ 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

項目	内 容
活動方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	○ 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	○ 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。

	○ 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○ 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	○ 所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○ 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

○ 知事は、消防組織法に基づき、消防庁長官から他の道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防総監及び市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を求める。

資料第 3 2 救急告示医療機関

(令和 3 年 8 月 1 日現在) 名 称	所 在 地	電 話
公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052
滝山病院	東久留米市滝山 4-1-18	042-473-3311
前田病院	東久留米市中央町 5-13-34	042-473-2133

資料第3 3 応急危険度判定の調査票等

1. 判定時実施する調査表

応急危険度判定員は、建築物の構造（木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）に応じた判定調査票をもとに2人1組で調査を実施する。被災建築物の危険度判定は、余震等による建築物の崩壊によって引き起こされる人命の危険度と、建築物の部分等の落下や転倒によって引き起こされる人命の危険度をそれぞれ別途に判定し、それぞれの危険度に応じて建築物等の使用の可否等を表示する。

木造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号 調査日時 月 日 午前/午後 時 調査回数 回目 整理票番号

調査者氏名(都道府県/No)

建築物概要

1. 建築物名称 1.1. 建築物番号

2. 建築物所在地 2.1. 住宅地整理番号

3. 建築物用途 1.戸建て専任住宅 2.長所住宅 3.共同住宅 4.事務所 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊技場等 16.その他()

4. 構造形式 1.在来(組)構造 2.枠組(壁)工法 3.プレキャストコンクリート 4.その他()

5. 階数 1.1階 2.2階建て

6. 建築物規模 1.間寸法 約 m x m

調査方法 (注:外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1. 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・倒壊 2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ 3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 4. その他()

2. 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査票(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造部等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

木造

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号 調査日時 月 日 午前/午後 時 調査回数 回目 整理票番号

調査者氏名(都道府県/No)

建築物概要

1. 建築物名称 1.1. 建築物番号

2. 建築物所在地 2.1. 住宅地整理番号

3. 建築物用途 1.戸建て専任住宅 2.長所住宅 3.共同住宅 4.事務所 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊技場等 16.その他()

4. 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.アプルアップ 4.その他()

5. 階数 地上 階下 階

6. 建築物規模 1.間寸法 約 m x m

調査方法 (注:外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1. 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・倒壊 2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ 3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 4. その他()

2. 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査票(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造部等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

鉄骨造

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

整理番号 調査日時 月 日 午前/午後 時 調査回数 回目 整理票番号

調査者氏名(都道府県/No)

建築物概要

1. 建築物名称 1.1. 建築物番号

2. 建築物所在地 2.1. 住宅地整理番号

3. 建築物用途 1.戸建て専任住宅 2.長所住宅 3.共同住宅 4.事務所 5.店舗 6.事務所 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊技場等 16.その他()

4. 構造形式 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.アプルアップ 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造()と()

5. 階数 地上 階下 階

6. 建築物規模 1.間寸法 約 m x m

調査方法 (注:外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1. 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・倒壊 2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ 3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 4. その他()

2. 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査票(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造部等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

RC造

2. 判定結果の判定ステッカー

判定調査表の結果に基づき判定された結果は、「危険」「要注意」「調査済」の判定ステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に表示する。また落下危険物等に対しては、危険箇所付近に判定ステッカーを表示する。

応急危険度判定結果	
危険	
UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
東久留米市防災対策本部	

応急危険度判定結果	
要注意	
LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
東久留米市防災対策本部	

応急危険度判定結果	
調査済	
INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
東久留米市防災対策本部	

資料第 3 4 被害程度の認定基準（都総務局）

区 分		基 準			
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。			
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。			
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのもの。			
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのもの。			
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。			
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。			
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの。 <table><tr><td>住家半壊の基準</td><td>うち対規模半壊</td></tr><tr><td>損壊部分が延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの</td><td>50% 以上 70% 未満</td></tr></table>	住家半壊の基準	うち対規模半壊	損壊部分が延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの
住家半壊の基準	うち対規模半壊				
損壊部分が延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの	50% 以上 70% 未満				

		損害割合(経済的被害)が 20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非 住 家 被 害	※ 全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。		
	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の損害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。	
	そ の 他	公共建物以外の、倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
そ の 他	田 の 流 出、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。	
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
	畑 の 流 出、 埋 没	田の例に準じて取り扱う。	
	畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱う。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。	
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。	
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。	
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。	
	港 湾	港湾法（昭25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。	

	砂 防	砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の個所数。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り 災 者	り災世帯の構成員。
火災発生件数		※ 地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設。具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港。

	その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設。例えば、庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設。
	公共施設被害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害。例えば、ビニールハウス、農産物等の被害。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害。例えば、立木、苗木等の被害。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害。例えば、家畜、畜舎等の被害。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害。例えば、のり、漁具漁船等の被害。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害。例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等。
その他		※備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料第35 関係機関の広報活動内容

機関名	活 動 内 容
田 無 警察署	- 避難を必要とする情報 - 火災の発生及び延焼状況 - 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ - 崖（山）崩れのおそれ - その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ - 混乱防止及び人身の安定を図るための情報 - 余震等の気象庁の情報 - 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し - ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し - 主要道路及び橋等の被害状況並びに復旧の見通し - 交通機関の被害状況及び復旧の見通し - 交通規制の実施状況及び渋滞情報 - 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 - その他混乱防止等を図るための情報 - デマ・流言打ち消し情報
東 京 電 力 (株) 多摩支店 武蔵野支社	災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 - 無断昇柱、無断工事をしない。 - 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報する。 - 断線・垂下している電線には、絶対に触らない。 - 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しない。 - 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切る。 - 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認する。 - その他事故防止のため留意すべき事項
東京ガス 株式会社 西部支店	- 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し - 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等 - 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。
N T T 東日本	- 災害時における広報 - 広報内容 - 通信の疎通状況及び利用制限の措置状況 - 被災した電気通信設備応急復旧状況 - 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の提供開始情報 - 広報手段 - 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。

東京消防 庁	1 災害対応に関する広報 (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ (2) 救出救護及び災害時要援護者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ (3) その他、状況に応じた必要とする呼びかけ 2 災害情報及び活動状況等の広報 (1) 火災及び水災に関する情報 (2) 避難勧告又は指 示に関する情報 (3) 救急告示医療機関等の診療情報 (4) その他、市民が必要としている情報
都 多 摩 水道改革 推進本部	○地震発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。 ・ 水道施設の稼働状況 ・ 浄水場及び給水所における飲料水 ・ 応急対策の基本方針 ・ その他住民への協力要請等 ○応急対策開始後に行う広報内容は、次のとおりである。 ・ 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み ・ 復旧作業の実施方針 ・ 応急給水の実施方針及び給水拠点での応急給水実施状況 ・ 住民の注意すべき事項及び協力要請 ○応急対策の進捗に伴う広報内容は、次のとおりである。 ・ 水道施設の被害詳細及び復旧見込み ・ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ・ 当日の復旧活動の概要 ・ 水質についての注意 ・ 住民への協力要請 ○広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。 ○水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報、及び市の協力を得て、市の防災行政無線により実施する。

資料第 3 6 遺体収容予定施設一覧

(五十音順)

名 称	所 在 地	電話番号
浄 牧 院	東久留米市大門町 1－3－4	4 7 1－0 0 1 9
多 聞 寺	〃 本 町 4－1 3－1 6	4 7 1－1 2 3 4
大 円 寺	〃 小 山 2－1 0－1	4 7 1－0 0 4 2
米 津 寺	〃 幸 町 4－2－4 0	4 7 1－1 5 1 7
宝 泉 寺	〃 神宝町 2－1 3	4 7 1－0 7 5 6

資料第 3 7 一時滞在施設の確保状況

名 称	所 在 地	電話番号
コミュニティホール東本町	東久留米市大門町 7－6	4 7 4－4 5 5 6
東横 I N N ホテル	東久留米市本町 1 丁目 4－8	4 2 9－1 0 4 5
庄や東久留米店	東京都東久留米市本町 1 丁目 5－1 3	4 7 7－1 8 6 1

資料第 3 8 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和 56 年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

(4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり 3.3 m²につき 2 人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 災害時要援護者への対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、災害時要援護者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

- 都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの申請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
- 区市町村は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画館、学校など)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- 事業者や学校等は、区市町村や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区市町村と協定を締結する。
事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。
- 都は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、東京の実情に応じた具体的な一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

資料第 3 9 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・ 施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。
- ・ 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 災害時要援護者への対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・ 受入者名簿

- ・ 受入記録日計表
- ・ 物品受払簿
- ・ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・ 一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・ 施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・ 入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・ 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話や Wi-Fi 等の通信手段を整備しておく。
- ・ 災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・ 施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- ・ 施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合には、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・ 非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（４）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年１回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

○ 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

- ・ 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区市町村は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

- ・ 防災関係機関への周知

都及び区市町村は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

- ・ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう努める。

- ・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設へ備蓄等の支援などを、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。

資料第 4 0 広域避難場所

(令和 3 年 12 月 15 日現在)

NO	施設・場所名	住 所
1	都立小平霊園	東京都東久留米市柳窪 3-5

資料第 4 1 指定緊急避難場所一覧

(令和 3 年 12 月 15 日現在)

NO	施設・場所名	住 所	管理担当 連絡先	地震 時	風水害 時	面積	収容人数 (避難計画人口)
1	大門中学校	東京都東久留米市大門町 2-13-8	042-474-1753	○	×	9,393	4,696
2	柳泉園組合グラウンド	東京都東久留米市下里 4-3-10	042-473-3121	○	×	19,800	9,900
3	滝山公園	東京都東久留米市滝山 2-4	042-470-7784	○	×	26,334	13,167
4	不動橋広場	東京都東久留米市 新川町 1-17	042-470-7753	○	×	8,250	4,125
5	小山台遺跡公園	東京都東久留米市小山 1-10	042-470-7753	○	×	4,399	2,199
6	下里本邑遺跡公園	東京都東久留米市野火止 3-4	042-470-7753	○	×	8,185	4,092
7	浄牧院・新川第 2 広場	東京都東久留米市大門町 1-3-4	042-471-0019	○	×	2,418	1,209
8	都立六仙公園	東京都東久留米市中央町 3	0422-31-6457	○	×	43,000	21,500
9	第一小学校	東京都東久留米市中央町 6-8-1	042-471-0014	○	○	5,758	2,879
10	第二小学校	東京都東久留米市新川町 1-14-6	042-471-0134	○	○	6,281	3,140
11	第三小学校	東京都東久留米市中央町 1-16-1	042-471-0104	○	○	5,305	2,652
12	第五小学校	東京都東久留米市南沢 4-6-1	042-461-5843	○	○	5,802	2,901
13	第六小学校	東京都東久留米市金山町 1-17-1	042-471-5370	○	○	6,498	3,249
14	第七小学校	東京都東久留米市滝山 7-26-30	042-471-0114	○	○	9,817	4,908
15	第九小学校	東京都東久留米市滝山 3-2-30	042-471-7548	○	×	9,813	4,906
16	第十小学校	東京都東久留米市柳窪 5-9-43	042-473-9196	○	×	6,260	3,130
17	小山小学校	東京都東久留米市小山 5-5-4	042-474-1691	○	○	4,694	2,347

NO	施設・場所名	住 所	管理担当 連絡先	地震 時	風水害 時	面積	収容人数 (避難計画人口)
18	神宝小学校	東京都東久留米市神宝町 1-6-7	042-474-4108	○	○	5,338	2,669
19	南町小学校	東京都東久留米市南町 3-2-23	042-461-2662	○	○	7,058	3,529
20	本村小学校	東京都東久留米市野火止 3-5-1	042-474-0404	○	×	5,614	2,807
21	旧下里小学校	東京都東久留米市下里 3-11-25	042-473-7117	○	×	6,454	3,227
22	東中学校	東京都東久留米市上の原 2-1-40	042-471-2765	○	○	9,942	4,971
23	西中学校	東京都東久留米市滝山 2-3-23	042-471-4400	○	○	22,575	11,287
24	南中学校	東京都東久留米市学園町 2-1-23	042-421-9573	○	○	4,906	2,453
25	下里中学校	東京都東久留米市下里 3-21-1	042-473-7115	○	×	6,486	3,243
26	中央中学校	東京都東久留米市中央町 5-7-65	042-473-8881	○	○	7,782	3,891
27	東久留米市スポーツ センター	東京都東久留米市大門町 2-14-37	042-470-7900	○	×	8,584	4,292
28	都立東久留米総合高 等学校	東京都東久留米市幸町 5-8-46	042-471-2510	○	×	17,870	8,935
29	都立久留米西高等学 校	東京都東久留米市野火止 2-1-44	042-474-2661	○	×	5,261	2,630
30	自由学園	東京都東久留米市学園町 1-8-15	042-422-3111	○	○	7,186	3,593
31	クリスチャン・アカデ ミー・イン・ジャパン	東京都東久留米市新川町 1-2-14	042-471-0022	○	○	15,008	7,504
32	東京学芸大学付属特 別支援学校	東京都東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274	○	×	10,776	5,388
33	浅間町地区センター	東京都東久留米市浅間町 2-24-16	042-422-1013	×	○	511	255
34	野火止地区センター	東京都東久留米市野火止 2-1-83	042-475-7400	×	○	526	263

資料第 4 2 備蓄倉庫整備状況（水防倉庫を含む。）

（令和 2 年 2 月 25 日現在）

施 設 名	所 在 地	面積（㎡）	備 考
本庁舎倉庫	本 町 3-3-1	40.00	本庁舎地下
中央倉庫	中央町 2-6-23	60.00	生涯学習センター内
大門倉庫	大門町 2-10-5	42.78	東部地域センター内
滝山倉庫	滝 山 4-1-10	40.00	西部地域センター内
ひばりが丘倉庫	ひばりが丘団地 185	40.14	南部地域センター内
南町倉庫	南 町 3-9-45	40.00	南町地区センター
わくわく健康プラザ倉庫	滝 山 4-3-14	30.99	わくわく健康プラザ
まえさわ倉庫	前 沢 4-6-16	16.20	消防団第 7 分団詰所内
さいわい福祉センター	幸 町 3-9-28	6.00	地下 1 階
コミュニティホール東本町	東本町 7-6	0.72	コミュニティホール東本町
東京都多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	50.88	E6 区画
東邦運輸倉庫	幸 町 4-6-12	80.04	駐車場内
こぶし	氷川台 2-31-19	24.00	地下ピット南側

資料第 4 3 庁有車及び配車先

（車両保有数及び緊急通行車両等事前申請数）

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

所 管	保有台数	届済証交付数
共用車（管財課）	2 4	2 3
41 市民部	4	1
環境安全部	3	3
環境安全部（清掃車等）	1 7	1 7
福祉保健部	8	8
子ども家庭部	1	1
都市建設部	1 1	1 1
教育部	5	5
（合計）	7 3	6 9

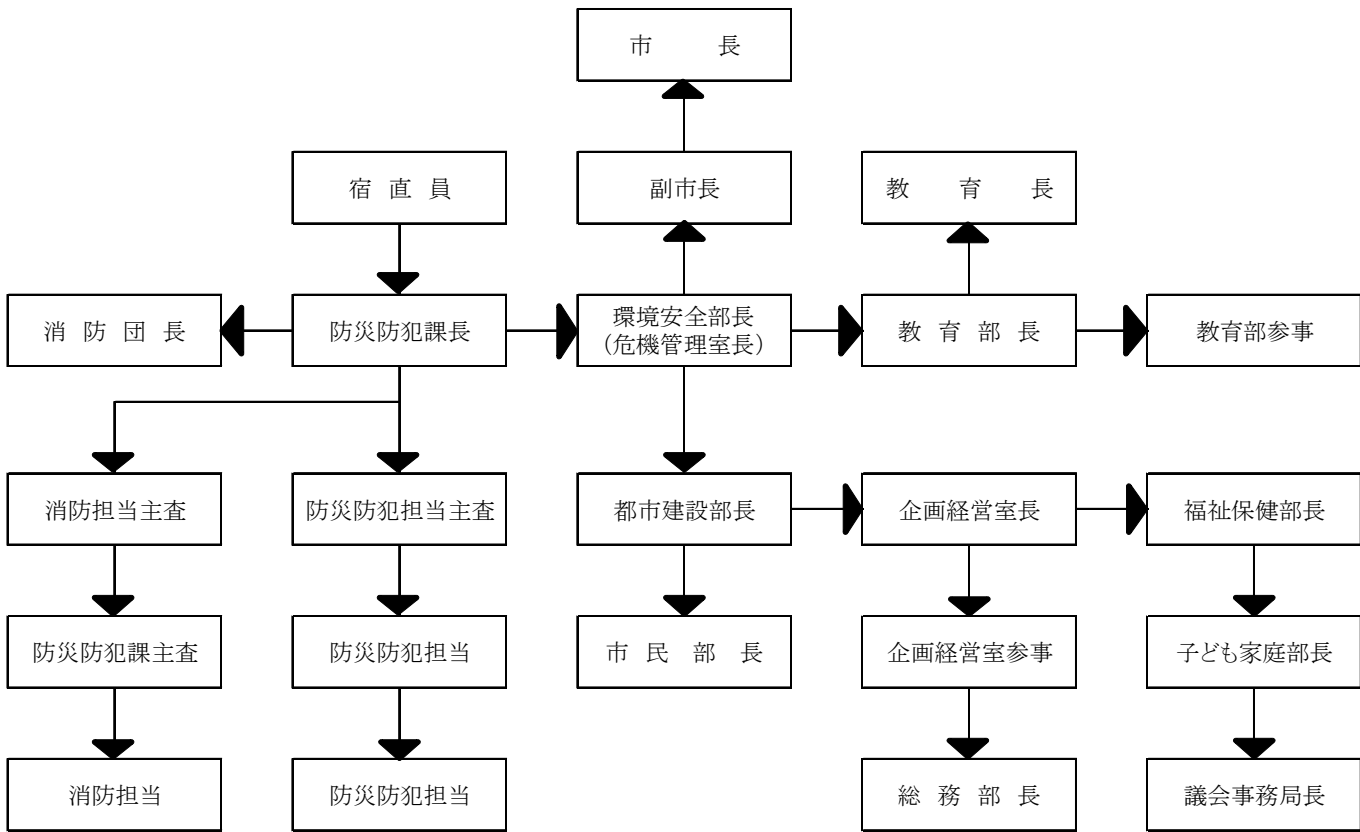
※消防車両は除く。

資料第 4 4 車両調達予定先一覧

No	会員名	住所	電話
1	いわさ産業有限会社	東久留米市 下里 1-7-2	042 420 5230
2	株式会社NTSロジ	東久留米市 柳窪 1-10-37	042 474 3910
3	有限会社兼雄	東久留米市 学園町 1-8-74-603	042 439 7120
4	株式会社キョウエイ	東久留米市 柳窪 1-10-37	042 474 3910
5	三協運送株式会社	東久留米市 八幡町 2-8-19	042 471 0529
6	砂町運輸株式会社	東久留米市 下里 5-6-14	042 471 3002
7	清興運輸倉庫株式会社	東久留米市 下里 3-5-2	042 471 1955
8	セイコー物流株式会社	東久留米市 下里 3-5-2	042 471 1952
9	大生運輸株式会社	東久留米市 中央町 1-1-6	042 471 6111
10	株式会社東邦運輸	東久留米市 本町 3-1-9 シャインハイ ツ東久留米 1-E	042 476 4111
11	株式会社船間産業	東久留米市 下里 1-7-2	042 479 7101
12	有限会社松雄運送	東久留米市 柳窪 2-14-10	042 470 9955
13	株式会社丸井商事	東久留米市 柳窪 1-10-63	042 471 1525
14	宮崎運送有限会社	東久留米市 柳窪 4-4-12	042 473 8596
15	有限会社 山下商事	東久留米市 八幡町 1-5-25	042 473 3761

※ 東京都トラック協会多摩支部第六地区東久留米管内（令和3年12月1日現在）

資料第 4 5 災害対策本部設置時の連絡先



資料第 4 6 緊急時の自衛隊連絡先

部 隊 名 称	陸上自衛隊練馬駐屯地第 1 師団第 1 後方支援連隊
連 絡 責 任 者	【時間内】 第 3 科長又は防衛・災害 03 (3933) 1161 内線 2403、2441
	【時間外】 部隊当直司令 03 (3933) 1161 内線 2405

資料第 4 7 自衛隊災害派遣部隊仮泊予定地

名 称	所 在 地	面 積
滝山グラウンド	東久留米市滝山 2 - 4	1 0 , 3 8 4 m ²

資料第 4 8 ヘリコプター臨時離着陸場予定地

名 称	所 在 地
柳泉園グラウンド	東久留米市下里 4 - 3 - 1 0
滝山グラウンド	東久留米市滝山 2 - 4

資料第 4 9 災害対策本部が設置されるまでの水防職員配備態勢

配備	担当部署
水防第 1 配備	本部員 環境安全部 防災防犯課長 防災防犯課職員 環境政策課長 環境政策課計画調整係長 企画経営室 企画調整課長 企画調整課主査 総務部 管財課長 管財課管財係長 都市建設部 都市計画課長 道路計画課長 管理課長 施設建設課長 都市計画課主査（計画調整担当） 管理課主査（管理調整担当） 管理課主査（道路・河川施設担当） 施設建設課主査（下水道施設担当）
水防第 2 配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部に所属する東久留米市内在住職員 水防第 1 配備に配属された者を除く全管理職 各部で応援を指名された職員
水防第 3 配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部に所属する隣接市在住職員 各部で応援を指名された職員
水防第 4 配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部の市内並びに隣接市在住以外の職員 各部で応援を指名された職員

資料第 5 0 公用負担権限委任証明書及び公用負担命令票

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書		
第	号	
		身分 氏名
上記の者に東久留米区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
東久留米市災害対策本部長 (又は消防機関の長)		㊞

第 号				
公用負担命令票				
住所 負担者氏名				
物件	数量	負担内容(使用、収用、処分等)	期間	適用
水防法第 28 条の規定により右物件を収用(使用または処分)する。				
年	月	日		
水防管理者氏名			㊞	
(又は消防機関の長)				
事務取扱者 職氏名			㊞	

資料第5 1 水防実施状況に関する報告書（1）

付表－4（ア）
平成 年 月 日

東京都知事 殿
水防管理者 ⑩

気象名									
水防 実施箇所		川 左 岸 地先 m 右							
日時		自 年 月 日 時 至 年 月 日 時							
出動		職員				その他		合計	
人員		人		人		人		人	
水防作業の 概要及び工法		箇所 工法 m							
水防 の 結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道 路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用 資 器 材	品名	数量				居住者の出動状況			
						水防関係者の死傷			
						雨量水位の状況			
備考									

注 1. この報告書は水防箇所毎に作成し、場合によっては図面を添付すること。
2. 水防作業終了後 3 日以内に事務所を経由し、建設局河川部防災課に提出すること。
3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇簍、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量、単価、金額を明記すること。

資料第52 水防実施状況に関する報告書（2）

付表－4（イ）
年 月 日

東京都知事 殿
（建設局長）

市長氏名
（建設事務所長）

公共土木施設被害状況報告書
（平成年月日～月日）

都工事
市工事 年月日

対象別	番号	出張所名	河川名及び海岸名等	被害箇所			被害概況	予定復旧工法		復旧予定額(千円)	概要
				都市	町村	大字		工種	延L 高H 幅W		

対象別記号

備考

- 被害発生を確認した場合は、ただちに電話等で報告すること。
- 被害発生後7日以内に報告書を作成して提出すること。
- 管理者が建設事務所長にあつては建設局長あてに、区市町村長にあつては都知事あてにそれぞれ提出すること。
- 報告書には資料として被害箇所案内図、状況写真、気象資料等を添付すること。
- 公共土木施設とは次の施設をいう。
 - ・河川
 - ・海岸
 - ・砂防設備
 - ・地すべり防止施設
 - ・急傾斜地崩壊防止施設
 - ・道路（橋梁含む）
 - ・下水道
- 電話報告を行う場合、道路被害にあつては建設局道路管理部保全課、その他の被害にあつては同局河川部防災課に連絡すること。
報告書は全被害にまとめ、建設局河川部防災課に提出すること。

資料第53 指定避難所一覧

(令和3年12月15日現在)

NO	施設・場所名	住 所	管理担当 連絡先	地震 時	風水害 時	面積	収容人数 (避難計画人口)
1	第一小学校	東京都東久留米市中央 町 6-8-1	042-471-0014	○	○	565	342
2	第二小学校	東京都東久留米市新川 町 1-14-6	042-471-0134	○	○	1,826	1,106
3	第三小学校	東京都東久留米市中央 町 1-16-1	042-471-0104	○	○	1725	1,045
4	第五小学校	東京都東久留米市南沢 4-6-1	042-461-5843	○	○	1192	722
5	第六小学校	東京都東久留米市金山 町 1-17-1	042-471-5370	○	○	1698	1,029
6	第七小学校	東京都東久留米市滝山 7-26-30	042-471-0114	○	○	866	524
7	第九小学校	東京都東久留米市滝山 3-2-30	042-471-7548	○	×	1849	1,120
8	第十小学校	東京都東久留米市柳窪 5-9-43	042-473-9196	○	×	1346	815
9	小山小学校	東京都東久留米市小山 5-5-4	042-474-1691	○	○	1,497	907
10	神宝小学校	東京都東久留米市神宝 町 1-6-7	042-474-4108	○	○	1,619	981
11	南町小学校	東京都東久留米市南町 3-2-23	042-461-2662	○	○	1,670	1,012
12	本村小学校	東京都東久留米市野火 止 3-5-1	042-474-0404	○	×	917	555
13	旧下里小学校	東京都東久留米市下里 3-11-25	042-473-7117	○	×	1,271	770
14	東中学校	東京都東久留米市上の 原 2-1-40	042-471-2765	○	○	1,961	1,188
15	西中学校	東京都東久留米市滝山 2-3-23	042-471-4400	○	○	1,817	1,101
16	南中学校	東京都東久留米市学園 町 2-1-23	042-421-9573	○	○	1,616	979
17	下里中学校	東京都東久留米市下里 3-21-1	042-473-7115	○	×	971	588
18	中央中学校	東京都東久留米市中央 町 5-7-65	042-473-8881	○	○	1,235	748
19	東久留米市スポー ツセンター	東京都東久留米市大門 町 2-14-37	042-470-7900	○	×	2,023	1,226
20	都立東久留米総合 高等学校	東京都東久留米市幸町 5-8-46	042-471-2510	○	×	806	488
21	都立久留米西高等 学校	東京都東久留米市野火 止 2-1-44	042-474-2661	○	×	1,404	850
22	自由学園	東京都東久留米市学園 町 1-8-15	042-422-3111	○	○	450	272
23	クリスチャン・アカデ ミー・イン・ジャパン	東京都東久留米市新川 町 1-2-14	042-471-0022	○	○	1,921	1,164

NO	施設・場所名	住 所	管理担当 連絡先	地震 時	風水害 時	面積	収容人数 (避難計画人口)
24	東京学芸大学付属 特別支援学校	東京都東久留米市氷川 台 1-6-1	042-471-5274	○	×	1,030	624
25	浅間町地区センタ ー	東京都東久留米市浅間 町 2-24-16	042-422-1013	×	○	511	309
26	野火止地区センタ ー	東京都東久留米市野火 止 2-1-83	042-475-7400	×	○	526	318

資料第 5 4 応急仮設住宅建設予定地一覧

建設地の設定		
1	滝山グラウンド	東久留米市滝山二丁目 4 番
2	柳泉園グラウンド	下里四丁目 3 番
		26,334 m ²
		19,800 m ²

資料第 5 5 災害時における飲料水の供給に関する協定書

東久留米市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、東久留米市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、飲料水を迅速かつ円滑に被災した市民に供給することを共通の責務と考え、甲の災害応急対策業務に対する乙の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、東久留米市地域防災計画に基づき、災害応急対策業務を実施する必要がある場合は、乙に対し、乙が供給可能な飲料水（ただし、乙の製造にかかる飲料製品在庫を除く。）の供給を要請することができるものとする。この場合において、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、直ちに飲料水を甲の指定する場所に搬送するものとする。ただし、乙による搬送が困難な場合は、別に甲が指定する者が搬送するものとする。

3 甲は、搬送場所に市職員を派遣するものとする。

（要請の方法）

第 3 条 甲の乙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における飲料水の供給要請書（別紙様式）で行うものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）飲料水供給要請の理由

（2）飲料水の供給日時

（3）飲料水の概ねの数量

（4）飲料水の搬送場所

（5）その他必要な事項

（費用負担）

第 4 条 甲は、第 2 条に規定する乙の飲料水の供給に要した費用を負担するものとする。ただし、乙に属する従事者の人件費を除く。

（費用の請求・支払）

第 5 条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に費やした費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が負傷又は死亡した場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定に準じて、甲がこれを補償する。

2 当該業務従事者が、第三者に損害を与えた場合において、その損害が従事者の責に帰すものを除き、甲の負担により補償するものとする。

（有効期間）

第 7 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲又は乙から何等の申し出がない場合は、更に 1 年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第 8 条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ決

定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 東京都東久留米市本町三丁目３番１号

東久留米市長

乙

資料第 5 6 東京消防庁の水防態勢

1 東京消防庁水防態勢

区分	発 令 基 準	配 備 人 員
水防第一 非常配備 態勢	1 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京湾内湾に津波警報（大津波）が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防第二 非常配備 態勢	1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね 3 分の 1
水防第三 非常配備 態勢	1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数
水防第四 非常配備 態勢	気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員

2 部隊編成状況

(1) 水防切替小隊

水防切替小隊は、水防第 1 非常配備態勢及び水防第 2 非常配備態勢の発令により編成し、浸水地における避難誘導、救助、水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。

(2) 水防小隊

水防小隊は、水防第 2 非常配備態勢以後に編成し、浸水地における避難誘導、救助、水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。ただし、水防第 1 非常配備態勢発令時において、必要がある場合は水防小隊を編成することができる。

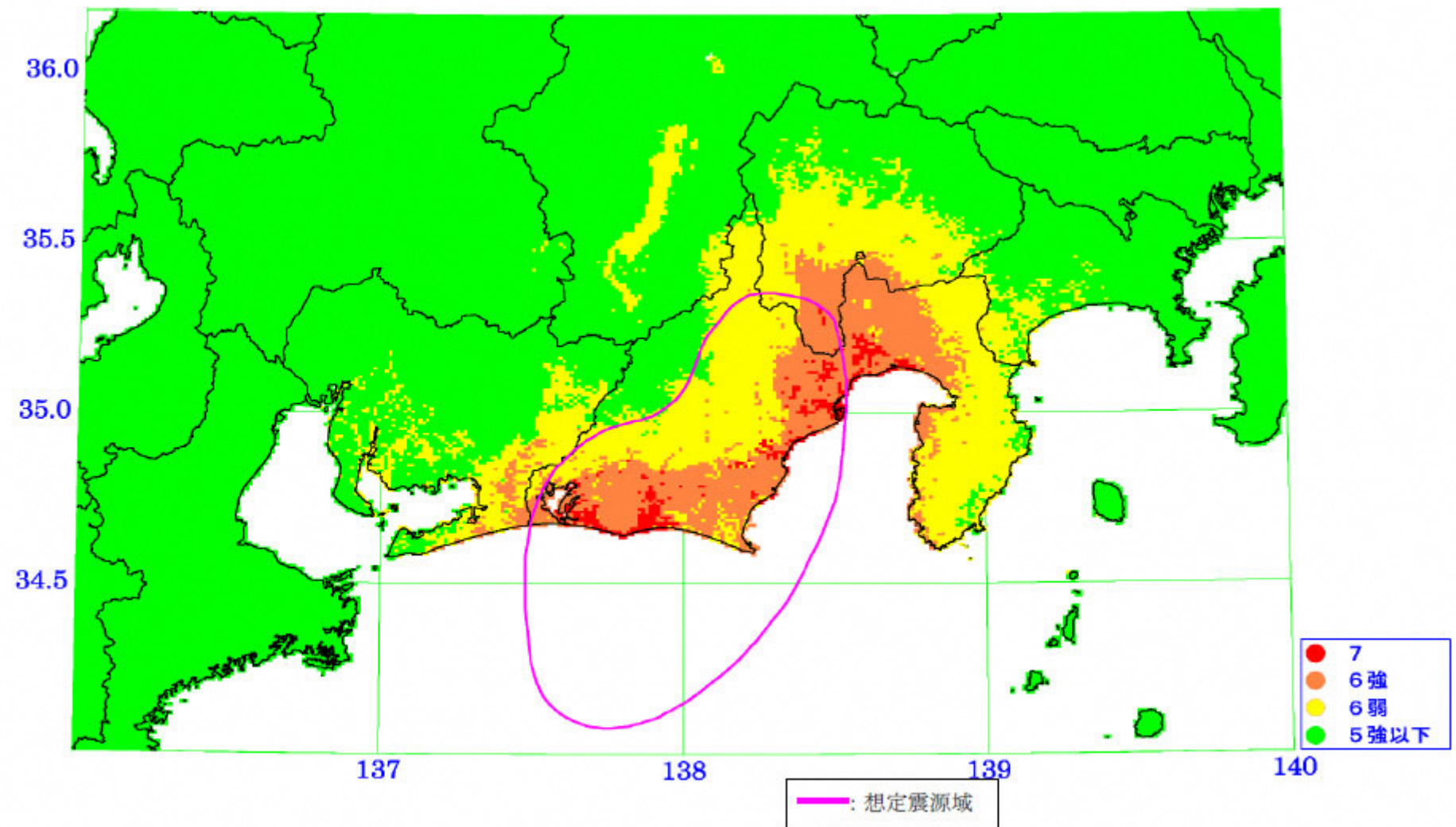
(3) 監視警戒隊

監視警戒隊は、水防第 2 非常配備態勢以後に編成し、監視警戒計画に基づき、水災発生のおそれがある箇所の監視警戒、広報活動その他必要な活動に従事する。ただし、水防第 1 非常配備態勢発令時において、必要がある場合は監視警戒隊を編成することができる。

(4) 水防指揮隊

水防指揮隊は、水防第1非常配備態勢以後、必要に応じて編成し、水災現場における指揮その他必要な活動に従事する

資料第57 東海地震に係る震度分布図



資料第 5 8 災害対策関連協定締結先一覧

(令和 4 年 2 月 1 日)

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内 容
東京都防災行政無線局設置等に関する協定	昭和 54 年 4 月 1 日	東京都	東京都防災行政無線局の設置及び管理運用等
災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	昭和 62 年 5 月 22 日	東京トラック協会多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
震災対策井戸の指定及び管理に関する協定		井戸所有者 44 名	飲料水等の供給及び井戸の維持管理
東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定	平成 2 年 12 月 19 日	東京都	東京都防災行政無線に接続する端末機の設置及び管理運用等
災害時における応急対策活動に関する協力協定	平成 7 年 12 月 15 日	東久留米市建設業協会	災害時における応急対策活動への協力
災害時における応急用食料品及び日用品等供給に関する協定	平成 8 年 1 月 25 日	(株)イトーヨーカ堂	食料品及び日用品等の供給
災害時等の相互応援に関する協定	平成 8 年 3 月 1 日	多摩 31 市町村	災害時における応急対策活動への協力
災害時における五市相互応援に関する協定	平成 8 年 7 月 30 日	東村山市、清瀬市、東久留米市、埼玉県所沢市、新座市	災害時における応急対策活動への協力
災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 8 年 8 月 19 日	東久留米市歯科医師会	歯科医療救護活動への協力
災害時における食料調達業務に関する協定	平成 8 年 11 月 27 日	東京都麺類協同組合東久留米支部	食料調達の協力
災害応急対策用貨物事業者供給協定	平成 9 年 4 月 1 日	東京トラック協会多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
災害時における救護活動についての協定	平成 11 年 1 月 12 日	東久留米市薬剤師会	薬剤医療救護活動への協力
災害時における外国人り災者対策に関する協定	平成 13 年 2 月 1 日	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	外国人り災者避難所及び相談所
災害時における動物救護活動についての協定	平成 16 年 7 月 15 日	東久留米市獣医師会	動物救護活動
小平市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 8 月 1 日	小平市	火災等発生時の消防団の相互応援
清瀬市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 8 月 1 日	清瀬市	火災等発生時の消防団の相互応援
東村山市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 8 月 1 日	東村山市	火災等発生時の消防団の相互応援
東京都東久留米市、埼玉県新座市消防相互応援協定	平成 18 年 9 月 1 日	埼玉県新座市	火災等発生時の消防団の相互応援
西東京市、東久留米市消防相互応援協定	平成 18 年 9 月 1 日	西東京市	火災等発生時の消防団の相互応援
一時避難場所及び避難所の利用に関する協定	平成 19 年 10 月 24 日	国立大学法人東京学芸大学	一時避難場所及び避難所としての施設利用
災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成 19 年 12 月 14 日	(株)ジェイコム関東西東京局	市民への災害情報の伝達の協力
災害時における二次避難所施設利用に関する協定	平成 21 年 11 月 24 日	介護老人保健施設ケア東久留米	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人イリアンソス	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人森の会	二次避難所としての施設利用

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内 容
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人マザアス	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人園盛会	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人三育ライフ	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 21 年 12 月 1 日	社会福祉法人竹恵会	二次避難所としての施設利用
東久留米市消防団等情報伝達システムの設置、管理及び運用に関する協定	平成 22 年 4 月 1 日	東京消防庁東久留米消防署	災害発生等の連絡を行う消防団等情報伝達システムの運用の協力
非常通信の運用に関する協定	平成 22 年 6 月 16 日	東京消防庁東久留米消防署	既存通信手段が途絶した場合、消防署を非常時の情報伝達拠点とする
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 23 年 2 月 25 日	東京都下水道局流域下水道本部	
東久留米市における消防水利の設置等に関する協定	平成 23 年 3 月 28 日	東京消防庁東久留米消防署	消防水利の確保、設置、修繕等に関する協力
一時避難場所及び避難所の施設利用に関する協定	平成 23 年 12 月 1 日	都立東久留米総合高等学校	一時避難場所及び避難所としての施設利用
災害時におけるボランティア活動支援に関する協定	平成 24 年 4 月 19 日	社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会	ボランティア活動等の支援
災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 5 月 17 日	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成 24 年 6 月 11 日	(株)JOMO ネット東京事業部	燃料等の優先的な供給
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成 24 年 6 月 11 日	(有)貫井商事	燃料等の優先的な供給
災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成 24 年 9 月 11 日	東洋カーマックス(株)	燃料等の優先的な供給
デジタル移動系防災無線局設置等に関する協定	平成 25 年 2 月 5 日	東京ガス(株)西部支店	半固定型無線機設置について
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	平成 25 年 3 月 29 日	東京都水道局	
災害時における応急物資の供給等に関する協定	平成 25 年 3 月 31 日	イオンリテール(株)	食料品及び日用品等の供給
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 4 月 1 日	社会福祉法人リブリー	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 4 月 22 日	社会福祉法人すぎのこ	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 4 月 22 日	社会福祉法人龍鳳	二次避難所としての施設利用
災害時における帰宅困難者の受入に関する覚書	平成 25 年 7 月 1 日	(有)源の湯	帰宅困難者の施設利用及び支援
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 25 年 7 月 1 日	社会福祉法人樺の木会	二次避難所としての施設利用
消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
一時避難場所及び避難所の利用に関する協定	平成 25 年 12 月 16 日	学校法人自由学園	一時避難場所及び避難所としての施設利用

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内 容
地震災害時における帰宅困難者の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 26 日	西武鉄道(株)	帰宅困難者への対応と協力
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成 26 年 4 月 1 日	(株)井田環境サービス	し尿の汲み取り及び運搬の協力
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成 26 年 4 月 1 日	(株)丸井商事	し尿の汲み取り及び運搬の協力
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 4 月 14 日	あそか保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における車両等の提供に関する協定	平成 26 年 4 月 14 日	全日本レッカー協会	災害時のレッカー車両及び運転手の提供
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 4 月 14 日	ひばり保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 4 月 14 日	下里しおん保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 4 月 14 日	上の原さくら保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 4 月 14 日	滝山しおん保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における資機材調達に関する協定	平成 26 年 5 月 1 日	(株)アクティオ	資機材の供給
災害時における資機材調達に関する協定	平成 26 年 5 月 1 日	(株)レンタルのニッケン	資機材の供給
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 5 月 1 日	N i c o t 東久留米保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 5 月 1 日	くるみ保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定	平成 26 年 5 月 12 日	西武ハイヤー(株)	緊急輸送活動の協力
災害時における物資の供給に関する協定	平成 26 年 6 月 1 日	セッツカートン(株)	避難所設営等に必要物資の供給
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 26 年 6 月 1 日	わらべみなみ保育園	二次避難所としての乳幼児等の施設利用
災害時における物資の供給に関する協定	平成 26 年 6 月 1 日	大和紙器(株)	避難所設営等に必要物資の供給
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成 26 年 8 月 11 日	(有)パイプ環境サービス	し尿の汲み取り及び運搬の協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	(株)スズケン小平支店	医薬品等の供給
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	(株)メディセオ武蔵野北支店	医薬品等の供給
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	アルフレッサ(株)小平支店	医薬品等の供給
災害時における応急救護活動についての協定	平成 27 年 4 月 1 日	東京都柔道整復師会 北多摩支部 東久留米市柔道整復師会	応急救護活動への協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	酒井薬品(株)小平第二営業所	医薬品等の供給
災害時の医療救護活動についての協定	平成 27 年 4 月 1 日	東久留米市医師会	医療救護活動への協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	東邦薬品(株)東久留米営業所	医薬品等の供給
災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	平成 27 年 5 月 1 日	光輝観光バス(株)	緊急輸送活動の協力

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内 容
広告付避難所等電柱看板に関する協定	平成 27 年 10 月 7 日	東電タウンプランニング(株)	避難所等の案内表示
災害時における相互応援に関する協定	平成 27 年 10 月 15 日	日本郵便(株)東久留米郵便局 (市内の郵便局代表)	車両、施設等の提供 及び情報の相互提供
災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	平成 28 年 2 月 1 日	西武バス(株)	緊急輸送活動の協力
災害時における相互応援に関する協定	平成 28 年 3 月 29 日	高崎市	応急対策及び復旧対策について相互に応援
災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日	(有)千代田バス	被災者等の避難輸送並びに市の応急対策活動に従事する者の移送等
災害時等における電気自動車及び給電装置に関する協力協定	平成 28 年 4 月 1 日	(株)サテライトショップ所沢中央	車両及び給電装置を必要とする車両給電装置の貸与
災害時における給水車による飲料水の供給に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日	(株)井田環境サービス	災害時における給水車による飲料水供給
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 22 年 3 月 1 日 (初年度締結日)	社会福祉法人恩賜財団同胞援護会	二次避難所としての施設利用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 28 年 7 月 1 日	社会福祉法人陵風会	二次避難所としての施設利用
災害時における寝具類の提供に関する協定	平成 28 年 8 月 1 日	(株)ふとん しばた	寝具類の調達及び提供
災害時における畳の提供に関する協定	平成 28 年 8 月 1 日	(有)高野畳店	災害時における畳の提供
災害時における畳の提供に関する協定	平成 28 年 8 月 1 日	会津屋畳店	災害時における畳の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 28 年 8 月 15 日	(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給
災害時における生鮮食品・日用雑貨等の提供及び物資集積場所の敷地利用に関する協定	平成 28 年 9 月 20 日	東久留米卸売市場協同組合	災害時における生鮮食品・日用雑貨等の提供及び物資集積場所の敷地利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 28 年 10 月 21 日	たきやま保育園	二次避難所としての施設利用
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 28 年 10 月 21 日	社会福祉法人久留米みのり保育園	二次避難所としての施設利用
災害時における助産師による支援活動に関する協定	平成 28 年 11 月 1 日	ひがしくるめ助産師会	妊産婦等の支援活動
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成 28 年 12 月 1 日	山崎製パン(株)武蔵野工場	飲料水の供給
災害時における食料の調達に関する協力協定	平成 28 年 12 月 1 日	山崎製パン(株)武蔵野工場	食料の供給
災害時における外国人支援活動に関する協定	平成 29 年 1 月 1 日	東久留米国際友好クラブ	外国人支援活動
災害時における青果物の提供及び物資集積場所の敷地利用に関する協定	平成 29 年 1 月 1 日	東京多摩青果(株)	災害時に青果物の提供及び物資集積場所
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成 29 年 2 月 1 日	コカ・コーライーストジャパン(株)多摩工場	飲料水の供給
大規模火災における消火活動等に関する応援協定	平成 29 年 2 月 1 日	神山生コン(株)	コンクリートミキサー車、人員を派遣、積載水を消火活動等に活用

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内 容
大規模火災における消火活動等に関する応援協定	平成 29 年 2 月 1 日	都屋建材(株)	コンクリートミキサー車、人員を派遣、積載水を消火活動等に活用
災害時における二次避難所の開設等に関する協定	平成 29 年 4 月 1 日	(社福)安心会ひばりが丘ふれあいの里	二次避難所としての施設利用
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定	平成 29 年 4 月 1 日	(有)常盤組東久留米支店	し尿の汲み取り及び運搬の協力
東京都多摩広域防災倉庫の使用及び災害時の相互協力に関する協定	平成 29 年 6 月 1 日	東京都	東京都多摩広域防災倉庫の使用に当たり、施設の使用条件及び災害時の相互協力
震災対策井戸の指定及び管理に関する協定 (防災兼用農業用井戸)	平成 29 年 7 月 1 日	井戸所有者 4 名	飲料水等の供給及び井戸の維持管理
災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する協定	平成 29 年 7 月 18 日	(社福)おひさま会 東久留米おひさま保育園	二次避難所としての施設利用
災害時における灯油等の優先供給に関する協定	平成 29 年 7 月 18 日	三和エナジー(株)	災害時の灯油等の優先供給
災害等発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定	平成 29 年 8 月 1 日	東横 I N N 西武池袋線東久留米駅西口	帰宅困難者の施設利用及び支援
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	平成 29 年 8 月 1 日	東京都理容衛生同業組合多摩小支支部東久留米地区	長期避難障害者への理美容役務の提供
災害時における外国人支援活動に関する協定	平成 29 年 8 月 15 日	東久留米にはんごクラス	外国人支援活動
災害発生時における帰宅困難者等の一時滞在に要する施設の提供に関する協定	平成 29 年 9 月 21 日	(株)大庄 鮮乃庄東久留米店	帰宅困難者の施設利用及び支援
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 29 年 11 月 1 日	東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店	特設公衆電話の設置
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	平成 29 年 12 月 20 日	第二喜多の湯	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	平成 29 年 12 月 20 日	有限会社源の湯	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成 30 年 2 月 1 日	(株)奥野式典	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
防災倉庫の使用に関する協定	平成 30 年 2 月 1 日	(株)東邦運輸	防災倉庫の提供
災害時における入浴施設等の協力に関する協定	平成 30 年 2 月 1 日	(株)ルネサンス	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成 30 年 2 月 1 日	田中葬祭(株)	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成 30 年 2 月 1 日	有限会社ウィズセレモニー	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
災害時における遺体安置等の業務の協力に関する協定	平成 30 年 4 月 1 日	(株)公益社	遺体の安置、保全処理、搬送等の業務
災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	平成 30 年 4 月 1 日	株式会社 H I S C O	傷病者の移送
災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	平成 30 年 4 月 1 日	ハートフルケア株式会社	傷病者の移送
災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成 30 年 4 月 18 日	N P O 法人 クライシスマッパーズジャパン	無人航空機による被災状況の調査、情報提供
災害時における放送に関する協定	平成 30 年 7 月 10 日	(株)クルメディア	災害時の臨時放送

協定等名称	締結年月日	協定の相手方	内 容
災害時における東京みらい農業組合との協力に関する協定	平成30年7月24日	東京みらい農業協同組合	災害時の生鮮食品、避難場所等の提供
災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定 【単年度協定】	平成26年4月1日 (初年度締結日)	有限会社常盤組東久留米支店	災害時のし尿の汲み取り及び運搬の協力
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	平成30年9月3日	東京都水道局	応急給水栓の設置、使用について
東久留米市煙体験テント等に関する覚書	平成30年11月9日	東京消防庁 東久留米消防署	東久留米消防署への煙体験テント貸与に関する取り決め
災害時における情報発信等に関する協定	平成31年1月1日	ヤフー株式会社	災害時の情報発信の協力
災害救助物資の供給等に関する協定	令和1年8月1日	(株)LIXILビバ	災害時の日用品等の供給
災害救助物資の供給等に関する協定	令和1年8月1日	(株)ケーヨー	災害時の日用品等の供給
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和1年12月3日	東京都水道局、都立東久留米総合高等学校、東京学芸大学附属特別支援学校、クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	応急給水栓の設置、使用について
災害時における入浴施設等の協力に関する協定	令和3年2月1日	ZIP株式会社	水の提供、被災者等の入浴支援
災害時における避難所施設利用に関する協定書	令和3年4月1日	東京都立東久留米特別支援学校	二次避難所としての施設利用
災害時における給油の優先供給に関する協定	令和3年6月15日	多摩商事株式会社	燃料等の優先的な供給
東京都及び区市町村相互間の災害時協力協定	令和3年12月27日	東京都	災害時の都と区市町村における、職員の応援、食料、飲料水及び資機材等の提供
災害時における相互連携に関する基本協定	令和4年2月1日	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の復旧業務における相互協力
避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	令和2年6月16日	学校法人自由学園	応急給水栓の設置、使用について

参考資料

1 東久留米市防災会議条例

昭和38年12月21日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東久留米市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東久留米市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - (4) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 東久留米市消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから市長が任

命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) その他防災上必要な機関及び団体のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の総数は、23人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

2 東久留米市防災会議条例施行規則

昭和58年 5 月31日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市防災会議の組織及び運営の円滑を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 東久留米市防災会議条例（昭和38年条例第27号。以下「条例」という。）第3条第5項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本郵便株式会社東久留米支店長
- (2) 東京都北多摩北部建設事務所長
- (3) 東京都多摩小平保健所長
- (4) 東京消防庁東久留米消防署長
- (5) 警視庁田無警察署長
- (6) 東久留米市副市長
- (7) 東久留米市都市建設部長
- (8) 東久留米市教育委員会教育長
- (9) 東久留米市消防団長
- (10) 東京電力株式会社武蔵野副支社長
- (11) 株式会社N T T 東日本一東京西営業部116営業部部門長
- (12) 東京ガス株式会社西部支店副支店長
- (13) 西武鉄道株式会社石神井公園駅長管区長
- (14) 社団法人東久留米医師会長
- (15) 東京都トラック協会会員
- (16) 社団法人東京都東久留米市歯科医師会長
- (17) 東久留米市建設業協会会長
- (18) 東久留米市自治会連合会が推薦する者
- (19) 東久留米市民生委員・児童委員協議会が推薦する者

(20) 東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所長

(21) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(事業)

第3条 各部門毎に独立して防災のための訓練を実施しようとするときは、会長に届けるものとする。

(職務代理)

第4条 条例第3条第4項による会長の職務を代理する委員は、次の順序による。

第1次 副市長たる委員

第2次 教育長たる委員

(異動報告)

第5条 委員に異動があつた場合は、後任者は直ちに、その役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 防災会議の事務局は、東久留米市環境安全部防災防犯課に置く。

3 東久留米市防災会議運営規程

昭和58年 5 月 25 日 訓令甲第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東久留米市防災会議条例（昭和38年条例第27号）第 6 条の規定に基づき、東久留米市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会長は、会議を招集するとき、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故等のためやむを得ず出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第 3 条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の記録)

第 4 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の職名及び氏名
 - (3) 議題、概要及び議決事項
 - (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告することができる。

(部会)

第7条 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

4 東久留米市防災会議運営規定第5条により会長に委任する事項

(昭和52年7月22日)

災害対策基本法同施行令および東京都防災会議条例並びに東久留米市防災会議条例に基づく、東久留米市防災会議の所掌事務のうち次の事務については、東久留米市防災会議運営規定第5条の規定に基づいて東久留米市防災会議会長に委任する。

- 1 関係行政機関の長および関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し資料または情報の提供意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 2 東久留米市災害対策本部を設置するときに市長から意見を聞かれた場合において、意見を申出ること。
- 3 東久留米市防災会議が東京都知事に対し、東久留米市地域防災計画の作成または修正について協議するときに市長から意見を聞かれた場合において意見を申出ること。
- 4 東久留米市地域防災計画の修正について基本計画に影響のない簡易な修正をすること。

5 東久留米市災害対策本部条例

昭和38年12月21日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき東久留米市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部をおく。

2 部に部長をおく。

3 本部長室および部に属すべき本部の職員は東久留米市規則（以下「規則」という。）で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 部長は本部長の命を受けその事務を掌理する。

4 災害対策本部員は本部長の命を受け本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は部長の命を受け部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条および第3条に定めるもののほか本部に関し必要な事項は規則で定める。

6 東久留米市災害対策本部条例施行規則

昭和50年12月 1 日規則第35号

(目的)

第1条 この規則は東久留米市災害対策本部条例（昭和38年条例第28号。以下「条例」という。）第2条第3項および第4条の規定にもとづき、東久留米市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織およびその所掌事務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢および廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集および伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 国、都、他の区市町村および公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (6) 区市町村との相互応援に関すること。
- (7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 部・班長会議の招集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもつて充てる。

- 2 条例第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 東久留米市組織規則（平成8年東久留米市規則第4号）第4条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する参事、東久留米市教育委員会処務規則（平成15年東久留米市教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、同条第4項に規定する参事、東久留米市議会事務局処務規程（昭和42年規程第1号）第3条第1項に規定する事務局長
 - (2) 環境安全部防災防犯課長
 - (3) 東久留米市消防団の組織等に関する規則（昭和51年東久留米市規則第14号）第4条に規定する団長
 - (4) 東京消防庁東久留米消防署長又はその指名する消防吏員
- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、東久留米市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(部及び班の設置)

第6条 東久留米市業務継続計画（平成28年2月策定。以下「業務継続計画」という。）に基づき、部、班、部長及び班長を置く。

(部の名称及び分掌事務)

第7条 部の名称及び分掌事務は、業務継続計画に定めるものとする。

- 2 部に属すべき本部の職員は、業務継続計画に定めるものとする。
- 3 前項に掲げるもののほか、班の編成に関し必要な事項は、各部長が定める。

(職務権限)

第8条 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理する。

- 2 班長は、部長又は参事の命を受けて所属職員を指揮監督する。

(部・班長会議)

第9条 本部長は、災害対策上必要があると認めたときは、部・班長会議を招集するこ

とができる。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

7 東久留米市水防対策規程

平成6年3月17日訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、東久留米市地域防災計画風水害編第3部災害応急・復旧計画を円滑に実施し、災害対策本部が設置されるまでの職員による水防活動について必要な事項を定める。

(水防本部の設置及び廃止)

第2条 東久留米市長（以下「市長」という。）は、次の各号に該当したときは、速やかに環境安全部、都市建設部及び消防団本部に連絡し、水防本部を設置することができる。

(1) 暴風、大雨又は洪水の警報が発令され、風水害が発生する恐れがあるとき。

(2) 落合川又は黒目川に洪水が発生する恐れがあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が風水害の発生する恐れがあると認めたとき又は風水害が発生したとき。

2 市長は、風水害のおそれが解消したと認めたとき又は水防活動がおおむね完了したと認めたときは、水防本部を廃止する。

3 災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に吸収される。

(水防準備態勢)

第3条 第2条第1項第1号又は第2号に該当したときは、次のように準備態勢をとる。

(1) 次に掲げる者は、自席に待機するものとし、必要なときは、消防団本部を含め水防連絡会を設ける。

ア 環境安全部防災防犯課長及び防災防犯課職員

イ 環境安全部環境政策課長及び環境政策課計画調整係長

ウ 都市建設部都市計画課長及び都市計画課主査（計画調整担当）

エ 都市建設部管理課長、管理課主査（管理調整担当）、管理課主査（道路・河川施設担当）、施設建設課長及び施設建設課主査（下水道施設担当）

(2) 水防連絡会は、水防本部の設置について市長に意見を述べることができる。

(3) 環境部安全部、都市建設部及び消防団本部は、災害の発生が予測される個所に監視警戒隊を派遣する。

(水防本部の構成)

第4条 水防本部は、副市長、環境安全部長、企画経営室長、総務部長、都市建設部長及び消防団長で構成し、本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部長は、水防本部の事務を統括し、水防本部の職員を指揮監督する。

3 本部長に事故あるときは、環境安全部長、企画経営室長、総務部長、都市建設部長の順でその職務を代理する。

4 水防本部は、災害対策本部室に置く。

(水防本部設置時の対応)

第5条 水防本部を設置したときは、次のように対応する。

(1) 各部で受けた発災報は、水防本部に伝達し指示を受けなければならない。

(2) 執務時間中の職員は、不急の出張を避け、庁用車での外出を控える。

(3) 総務部管財課は、災害出動用車両の確保に努めるものとする。

(水防配備態勢)

第6条 水防態勢の詳細は、別表1のとおりとする。

2 水防本部が設置されたときは、水防配備態勢第3次までに該当する職員は自席待機、また、執務時間外においては自宅待機しなければならない。

(水防活動)

第7条 都市計画課長、管理課長及び環境政策課長は、監視警戒隊、水防隊に該当する職員を組織し、本部長に報告する。

2 隊員の編成は、おおむね監視警戒隊2名、水防隊7名編成とする。

3 水防隊は、市民の生命、財産に危険が迫っているときに出動する。

4 道路冠水等により通行止めを行うときは、田無警察署と連絡を取り合って行うものとする。

(応援の職員)

第8条 各部長は、水防本部の要請があったときは、各部の職員から応援の職員を指名

し、環境安全部長に報告しなければならない。

2 前項の指名を受けた職員は、水防本部の指揮下に入り、その指示に従うものとする。

別表 1（第 6 条関係）

水防第 1 配備	本部員 環境安全部 防災防犯課長 防災防犯課職員 環境政策課長 環境政策課計画調整係長 企画経営室 企画調整課長 企画調整課主査 総務部 管財課長 管財課管財係長 都市建設部 都市計画課長 道路計画課長 管理課長 施設建設課長 都市計画課主査（計画調整担当） 管理課主査（管理調整担当） 管理課主査（道路・河川施設担当） 施設建設課主査（下水道施設担当）
水防第 2 配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部に所属する東久留米市内在住職員 水防第 1 配備に配属された者を除く全管理職 各部で応援を指名された職員
水防第 3 配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部に所属する隣接市在住職員 各部で応援を指名された職員
水防第 4 配備	環境安全部、企画経営室、総務部、市民部、福祉保健部及び都市建設部の市内並びに隣接市在住以外の職員 各部で応援を指名された職員

昭和48年9月20日発行

令和4年2月1日改訂

東久留米市地域防災計画

編集発行 東久留米市防災会議

事務局 東久留米市 環境安全部 防災防犯課

東久留米市本町三丁目3番1号

T E L 042-470-7769 (直通)

F A X 042-470-7807

M a i l bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp